ディスクロージャー誌 2023

JA東京みなみ



## 目 次

ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
金融商品の勧誘方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
社会的責任と貢献活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
リスク管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
自己資本の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
事業のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
各種手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
損益計算書······	27
注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
剰余金処分計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
部門別損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
財務諸表の正確性等にかかる確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
会計監査人の監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
損益の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
信用事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
共済事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
経済事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
経営諸指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
自己資本の充実の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
役員等の報酬体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
当組合の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
沿革・歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92

# JA TOKYO DISCLOSURE

## 2023

# 『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域のみなさまに 理解が深まることを願って

#### JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務 内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員(一般の株式会社での株主に相当)により 組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JA は各事業を通じて組合員・地域のみなさまへの貢献を第一に考え 大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域のみなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域のみなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域のみなさまの経済・生活・文化の発展 に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA東京みなみへのご理解が一層深まることを願っています。

<sup>\*</sup> 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

<sup>\*</sup> 本冊子については、JA東京みなみの決算期(令和4年4月1日~令和5年3月31日)の情報について 掲載しております。

<sup>\*</sup> 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご留意ください。

<sup>\*</sup> 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

## ごあいさつ

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。 令和4年度を振返りますと、都市農地円滑化法を活用した農業者間の農地貸借 も活性化され、地域全体で農地を残していく動きが見受けられ、当 J A におい ても組合員の皆様の申請・契約のお手伝いをさせて頂きました。

経済・金融情勢においては政府日銀が導入している「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策が継続され金融情勢を取り巻く環境は依然と厳しいものでした。ウクライナ危機による世界の穀物、肥料等の価格上昇は、日本の農にも大きな影響をもたらし、加えて年後半からの円安ドル高も食料価格および農業生産に大きな影響を与えました。

このような情勢のもと、事業活動が本格的な回復には至らない厳しい経営環境ではありましたが、策定した中期計画の初年度にあたり諸施策を進めた結果、令和4年度の各事業は、概ね順調に業績を挙げることができ、当期剰余金は事業計画を上回る実績をあげることが出来ました。大変厳しい経営環境にあって、このような業績をあげることができたのも、組合員の皆様のご理解・ご協力によるものと厚く感謝申し上げます。

3ヵ年計画をより具体的なものとする為、当 J A は自己改革工程表並びに、経常利益シミュレーションを適宜作成し実践を通じて組織基盤・経営基盤を確立し、農業を核とした地域の公共団体としての役割を担えるよう努めてまいります。また、J A の社会的な使命である「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、役職員一丸となって全力を挙げて取り組んでまいります。

令和4年12月に発生したセレモニーセンターにおける不祥事件に関しましては、組合員・関係機関の皆様に深くお詫び申し上げます。当組合は今般の不祥事件を厳粛に受け止め、更なるコンプライアンス意識の向上と、内部管理体制の一層の強化を図るとともに一日も早い信頼回復のため役職員一同、誠心誠意取り組みをしてまいります。

情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

東京南農業協同組合代表理事組合長 小林 和男

## 経営方針

#### 経営理念

私たちは、安心・信頼・満足をJA東京みなみの経営理念とし魅力ある組合経営の指針としていきます。 【安心】

JA東京みなみは、生活のさまざまな場面で感じる「不安」を「安心」に変える力を持っています。生涯を通じてともに考え解決してゆける信頼のライフパートナーとなります。

#### 【信頼】

私たちは、組合員・地域住民・消費者・行政・取引先などさまざまな信頼関係の中で存在しています。こうした信頼関係なくしてJA東京みなみは存続できません。私たちは信頼できるパートナーとして堅実な経営を目指すとともに、信頼を得られる事業を進めてまいります。

#### 【満足】

安心と信頼は、「満足」を得られなければ生まれません。時代が変化する中で常に新しいサービスや質の高いサービスを提供するとともに、人と人とのつながりを重視した事業を進めていきます。また、職員に対しては、組織目標を明確にし、公正な評価・処遇を通して満足を提供します。

#### 経営方針

JA東京みなみでは、自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

具体的には、直売所を通じたGAP・エコ農産物・JA統一ブランドの普及・拡大等、ブランド化戦略の推進と機能強化に取り組むとともに、農業生産コストの削減にも取り組んでまいります。

また、組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、これまでの組合員対話活動のみならず、准組合員参画の支店協同推進委員会を新たな組織として位置付け准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったIA運営を実現します。

### 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、直売所販売高(農家買取・農家委託)の向上、高付加価値化品目の生産推進、および年間を通じた低価格の生産資材品目の設定・提供に取り組みます。

目標としては、令和4年度から令和6年度までに日野万願寺直売所「みなみの恵み」における農家買取販売高を10%増加(令和3年度実績対比)、高付加価値化品目の生産推進を累計3品目、そして累計5品目の低価格生産資材品目の設定・提供を行います。

#### 「地域の活性化」への貢献

都市農業、都市農地への理解醸成のため、農地・農業の防災・教育・景観創出都等といった多面的機能のPRや直売所を拠点とした学校給食食材提供、JA東京みなみ夏休みこども村の継続開催による食農教育活動に取組みます。また、JA東京みなみカップ少年サッカー大会継続開催等による地域コミュニティの活性化を図ります。

#### 健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を 有する者の登用拡大に向けて取り組みます。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

## 金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 個人情報保護方針

東京南農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。) その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に 遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健 医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただい た場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。 保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する 基本方針

東京南農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下、「政府指針」という。)」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### (運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる 1. 法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### (マネー・ローンダリング等の防止)

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切 に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。 (反社会的勢力との決別)

- 3. 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。 (組織的な対応)
- 4. 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。 (外部専門機関との連携)
- 5. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。
  - ※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。
  - ※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または 個人(凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等)を指しま す。

## 金融円滑化にかかる基本的方針

東京南農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。 また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に 応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。 また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
- 4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は 地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関 係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連 携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当組合は、、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を 整備いたしております。

## 事業の概況

令和4年度の各事業は、ウィズコロナへの移行により経済活動が徐々に回復している中、事業活動は本格的な回復には至らない厳しい経営環境ではありましたが、概ね順調に業績を上げることができました。

皆様からお預かりしている貯金残高は、期首対比で約64憶円の増加し1,897億円に、貸出金残高は、期首対比で10億円増加し390億円の実績となりました。共済部門では、推進総合目標ポイント469万ポイントの実績となりました。また購買事業においては、令和3年度取扱実績に対し108.7%の実績となりました。販売事業ではJA東京グループの特産品の取り扱いや.JA間取引の拡大により魅力ある店舗づくりを進めていき、買取販売売上高2億1,223万円、受託販売取扱高1億6,864万円の実績を上げる事が出来ました。その結果、令和4年度の当期剰余金は、事業計画を上回る3億2,173万円の実績となりました。併せて自己資本比率につきましても、22.37%と引き続き高い財務健全性を示すことが出来ました。

令和4年12月に発生したセレモニーセンターにおける不祥事件に関しましては、組合員の皆様に多大なご 迷惑を心よりお詫び申し上げます。不祥事の再発防止に向け以下の事項に取り組んでまいります。

- ・全役職員を対象とした階層別役職員コンプライアンス研修を実施しました。今後も、定期的に研修会を実施し、コンプライアンス態勢の強化に取り組みます。
- ・預かり現金等についての諸規定を整備し、再発防止に取り組みます。
- ・セレモニー事業をご利用いただいた際には、書面をもって現金を預からない等の事前説明を徹底し、 後日、アンケートを実施し確認いたします。また毎月自主検査を実施します。

当 J A は今般の不祥事件を厳粛に受け止め、さらなるコンプライアンス意識の向上と内部管理体制の一層の強化を図り、再発防止に取り組み、1日も早い信頼回復のために役職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。

#### ①指導事業

令和4年度は、JA農地把握システムへの聞取り調査により、特定生産緑地への指定状況や農地の貸借希望を把握し、組合員の皆様が所有される農地の保全や営農活動に貢献できるよう相談業務を進めてきました。

地域住民・消費者の皆様に「食の安全・安心」をお届けするため、有機塩素系残留農薬土壌検査(18 検体)については継続的に実施いたしました。また、新生産履歴システムの導入により、直売所や学校給食、スーパーへの出荷物に対する生産履歴の記帳指導を徹底いたしました。平成24年度から自主的に実施してきました農産物放射性物質検査につきましては、982検体全て基準値以下だったことにより、令和4年12月をもって終了とさせていただきました。

農産物に対する獣害対策として、アライグマやハクビシン等の捕獲事業も継続し、管内で合計127頭 (前年度対比5頭増)の捕獲実績となりました。

担い手支援・育成支援の取り組みとしましては、9月に第14期就農者基礎講座を開講し、管内の先進農家やJA、南多摩農業改良普及センターが講師となり6名の受講生が農業知識及び技術の習得に努めており、生産農家への準備をしております。営農支援事業による農作業受託では53件(前年度対比1件増)の作業を実施し農地維持管理の支援を行い、農機修理では211件(前年度対比30件減)のご依頼をいただきました。

10月に開催された第51回東京都農業祭において、日野地区の梨(品種:新高)が農林水産大臣賞を受賞いたしました。また、隣接する会場では東京やさい畑において日野市特産の樽栽培トマトの展示を行い、都民へ管内農業のPRも行いました。

10月に5周年を迎えた日野万願寺直売所「みなみの恵み」では、出荷登録者も160名となり農産物の買取制度を強化し、直売所を通じた農業者所得の増大、農業生産拡大に貢献いたしました。

JA東京みなみプライベート商品の第2弾として、地域団体商標を活用し稲城市特産の「稲城の梨」で "稲城の梨サクマドロップス"の販売を開始いたしました。

また、女性部や各生産団体本部役員とJA役員との意見交換会を開催し、JA運営に対する活発な意見や要望が出され、今後のJA事業展開の参考といたしました。

その他、組合員やその家族の健康維持・増進活動として、巡回検診やJA厚生連での人間ドックや婦人検診等を実施いたしました

#### ◇貯金

令和4年度は、日本銀行が導入している「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策が継続され、依然としてJAを取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いております。このような状況の中、組合員の皆様をはじめ、利用者の皆様のご協力をいただき、組合員専用の定期貯金を始め、地域の農業を活かした金融商品等を積極的に取扱った結果、期首より64億99百万円増加し、目標対比103.0%となり事業目標を達成することができました。

### ◇貸出金

令和4年度は、他金融機関との低金利競争が長期化している中、自己住宅ローン「夢によりぞう住宅ローン トリプルアシスト」の取扱いを中心に、本支店が一体となって、組合員先や不動産取扱い業者等に対し、積極的に推進をして参りました。その結果、期首より10億73百万円増加し、目標対比でも100.8%の実績となり事業目標を達成することができました。

### ③共済事業

3Q訪問活動(あんしんチェック)等により、ご契約者の方に対する日頃のお礼をお伝えするとともに、保障点検活動を実施し、「ひと」「いえ」「くるま」を中心に保障の充実を図りました。しかしながら実績ポイントの導入、実績計上の制限等により、推進総合目標ポイント4,760,000ポイントに対し4,694,308ポイントの実績となり、達成率98.6%で残念ながら目標達成となりませんでした。

#### 4購買事業

農業者所得の増大、農業生産の拡大にむけ、共同購入を軸とした商品提案、組合員ニーズに応えるサービスの提供に取り組み、令和3年度取扱高実績に対し108.7%の実績となりました。

## (生産資材)

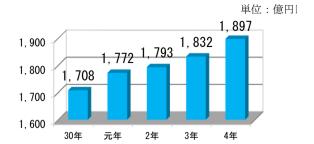
世界情勢等の影響により価格高騰が続く中、農業生産コスト削減のため、組合員ニーズの高い商品について、仕入先や手数料率を見直した「超セール」や「ず~っと特売価格」を実施し農業者所得の増大に貢献いたしました。

また、国や東京都による肥料や農業資材の価格高騰対策補助事業の提案により多くの組合員にご活用いただき、生産資材取扱高は313,737千円(年間計画対比104.9%、前年度対比114.2%)の実績となりました。

#### (生活物資)

新茶やお中元・お歳暮・旬鮮倶楽部などの個別推進を実施するとともに、新たな商品提案を行いました。また、前年度より取扱いを開始いたしました補聴器を全店へと事業展開いたしました。生活物資取扱高実績は175,666千円

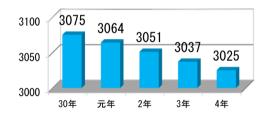
(年間計画対比99.8%、前年度対比100.0%) となりました。



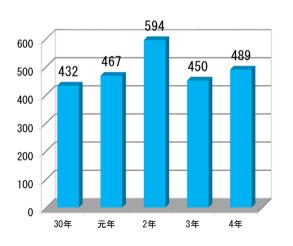
単位:億円[



単位:億円[



単位:百万円[



#### ⑤販売事業

販売事業の拠点となる日野万願寺直売所「みなみの恵み」では、買取販売品の地元産農畜産物や仕入野菜の販売 実績が昨年度を上回ることが出来ました。

また、スーパー等との差別化や商品の充実を図るため、JA東京グループの特産品の取り扱いやJA間取引の拡大により魅力ある店舗づくりを進めてまいりました。販売事業の実績は、買取販売高実績212,233千円(年間計画対比99.2%、前年度実績対比100.5%)、受託販売取扱高実績168,642千円(年間計画対比107.9%、前年度実績対比109.4%)となりました。

#### ⑥宅地等供給事業

相談業務に重点をおき、事業承継のために各地区で財産診断を多数実施しました。安定収入のため資産活用及び賃貸住宅のご提案を行い、建築の際にはJA及び全農が行なう「施主代行方式」により、安心できる建物建設のお手伝いをさせていただきました。また、相続税納付のために不動産売買の仲介も行いました。

## ⑦利用事業

新型コロナウイルスの影響で、葬儀の小規模化が定着している中、個々のニーズにあった葬儀の提案・施行を実施し、各支店においてはペット火葬の受付を行いました。セレモニーセンターの施行件数141件(前年度対比15件減)、利用事業収益実績は210,649千円(年間計画対比89.9%、前年度対比95.8%)となりました。

単位:百万円[



単位:百万円[



単位:百万円[



## トピックス

令和4年

13 (14 1 1	
4月	JA東京みなみ女性大学 (新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止)
4月2日~4月3日	第12回 三沢川 稲城市桜・梨の花まつり (規模縮小開催)
4月22日~4月23日	野菜苗の即売会(多摩支店・多摩支店以外は常時店頭販売)
4月27日	JA東京みなみ女性部第34回通常総会(書面決議)
5月	第25回ひの新撰組まつり (規模縮小 WEB動画配信開催)
6月16日	JA東京みなみ果実部会連絡協議会第34回通常総会(本店)
6月22日	JA東京みなみ野菜部会連絡協議会第34回通常総会(書面決議)
6月23日	JA東京みなみ青壮年部第34回通常総会(役員総会・七生支店)
6月25日	第33回 通常総会(日野支店 大会議室)
6月26日・7月2日	芋ほり収穫体験の実施(前年度取扱いした「芋ほり収穫体験付き定期積金」の特典)
7月	稲城地区盆踊り大会(新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止)
7月	日野地区納涼祭(新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止)
7月	JA東京みなみ夏休みこども村農業収穫体験ツアー (新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止)
7月1日	朝顔 品評会(多摩支店)
7月1日	第1回日野市・JA東京みなみ連絡協議会(日野市役所)
7月2日∼3日	ふるさと多摩夏まつり「せいせき朝顔市」(京王線聖蹟桜ヶ丘周辺)
7月30日	明治神宮「明治天皇百十年祭」農産物奉納
8月	七生地区盆踊り大会(新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止)
8月24日	第13期就農者基礎講座 終了式 (本店 第2期農業実践力セミナー合同開催 受講生4名)
8月30日~9月2日	J A東京アグリパーク「JA東京みなみフェア」 (JA東京南新宿ビル)
8月31日	野菜の日 イベント (各店舗・日野万願寺直売所)
9月1日・9月5日	Tokyo JAPANキャンペーン原料ブルーベリー出荷 (全地区)
9月21日	第14期就農者基礎講座 開校式(受講生6名)
10月21日~10月23日	I のまちいなぎ市民祭(稲城中央公園)
10月28日~10月29日	みなみの恵み 5周年感謝セール (日野万願寺直売所)
10月28日~10月29日	第51回 東京都農業祭 (品評会28日・一般閲覧29日 東京国際フォーラム)
10月28日~10月29日	管内の樽栽培トマト等展示(有楽町エリア地上会場 東京やさい畑)
11月	日野市産業まつり (新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止)
11月22日~11月23日	明治神宮新嘗祭 宝船製作(明治神宮、青壮年部製作)
11月27日	JA東京みなみカップ少年サッカー大会 予選(稲城市)
12月	暮れの即売会(各地区)
12月16日	東京都農業祭褒賞授与式(日野地区 梨新高「農林水産大臣賞」受賞
12月25日	JA東京みなみカップ少年サッカー大会 決勝・表彰式(稲城長峰ヴェルディフィールド)
令和5年	
1月31日	第2回日野市・JA東京みなみ連絡協議会(本店)
2月15日~16日	期限切れ農薬回収事業 (全地区 産業廃棄物適正処分)
2月25日	有機塩素系残留農薬土壌検査(全地区合計18検体異常無し)
3月1日∼3月3日	農業廃棄プラスチック回収事業 (全地区 産業廃棄物適正処分)
3月29日	3市農政担当者との連絡協議会

## 農業振興活動

<b>季上</b> 恢逆		日比如中华市石	業績評価基準	令和4年度		
重点施策		具体的実施事項 	(業績評価指標・目標値)	実施事項及び目標値	実 績	
	1	買取制度の強化・契約栽培の推進をします。	農家買取販売高 契約栽培品目数	前年度对比105% 作物別対象者選定、推進	<ul> <li>農家買取販売高、前年度対比102.7%</li> <li>・高品質な契約栽培の試験的な導入を2品目実施(タマネギ・キュウリ)</li> </ul>	
	2	GAP・エコ農産物・JA東京グループ統一プランドの普及・拡大をします。	GAP認証者の増員 東京エコ農産物認証者の増員	GAP認証者:選定1名 東京エコ認証者:1名増員	GAP認証者の選定は未実施、東京エコ認証者の増員は無かったが、統一フランドの普及・拡大のため継続して実施する。	
農業者所得の増大 (直売所のブランド化戦略 の推進と機能強化)	3	管内直売所を起点としたJA東京グループ・他県との 物流・商品の販売連携。	新規取引関連JA数	1JA	みなみの恵みにおいて、他県も含め10JAと取引を実施しているが、更なる商品の販売連携を向上させるため、他県3JA・東京グループ4JA(合計7JA)と新規に取引きを開始した。JA八王子・JA東京みどり・JA東京中央・JA東京あおば・JA壱岐・JA会津よつば・JA函南東部	
	4	飲食店等への販売チャネルの開設。	取引飲食店舗数	検討、調整、推進	<ul> <li>業務用販売先として、角上魚類へ青果物の地場産を中心に仕入品も 含めて供給</li> <li>・地場野菜の業務用販売先の開拓として、日野市立病院(1企業)と 協議中</li> </ul>	
	5	施設建設による生産量の拡大(生産期間の拡充)を 強化します。	施股建股棟数	1棟	・稲城地区において、イチゴ育苗ハウス1棟建設	
農業生産コストの削減	1	年間を通じた低価格な生産資材の販売を目指し、生産コスト低減に努めます。	生産資材品目数	288	・生産資材の価格高騰が続く中、仕入先や手数料率を見直した「す"っと特売価格」を実施した。 ・合計3品目(ラウンドアップ・配合肥料2品目)	
	2	低価格な生産資材の超セールを実施します。	超セールの実施回数	30	・化成肥料・有機化成・農薬・黒マルチについての「超セール」を 合計4回実施	
	1	担い手農業者への農地の維持管理支援として営農支援事業の充実を行います。また、農業機械の修理等を通じて営農の効率化等を行います。	営農支援件数 農機修理件数	前年度对比105% 前年度对比102%	・営農支援件数53件(節年度対比101.9%) ・農機修理件数211件(前年度対比87.5%)	
担い手・就農者の育成支援	2	就農者基礎講座の開催を継続し、生産者組織への加入を推進します。	就農者基礎講座の継続 受講者数 生産者組織加入者数	就農者基礎講座開催 受講者6名 生産者組織加入者1名	第14期就農者基礎講座において6名の受講者が管内の先進農家やJA、南 多摩農業改良普及センターより、農業知識や技術を学び就農への準備を 行った。また、第13期卒業生2名が生産者組織へ加入した。	
	3	援農ボランティア等の育成を支援します。	養成講座への座学講師派遣回数	160	日野市と稲城市の援農ボランティア養成講座への座学(農業基礎知識) に営農指導担当職員が講師を合計16回(日野7回 稲城9回)行い育成支援を行った。	
生産緑地・未利用農地等 の活用	1	農地把握システムを活用し、未利用農地を組合員や 地域住民が利用できるよう農地貸售のマッチング及 び有効活用について取組み、都市農地の保全に努め ます。	組合員同士の農地貸借契約件数	農地貸借準備	組合員同士の農地貸借マッチングの実績はなかったが、稲城市坂浜の畑(1,452㎡)において、JA東京みなみが使用貸借契約を締結(令和5年3月29日)した。	
相続・事業承継の支援体制 強化	1	事業承継と農地保全を目的とした相続相談体制の取 組み強化および遺言信託を提案します。	遺言信託受託件数	20件	遺言公正証書作成件数5件(申込件数10件) 遠成率25.0%	
農業者に寄り添える職員の	1	営農指導担当者(TAC)の生産現場へ出向く活動の 実践・徹底。	農地所有組合員訪問回数 新規直売所出荷者数 生産農家への訪問活動と事業提案	農地所有組合員訪問 3件以上/日 直売所への新規出荷者 1名以上/年 生産農家への事業提案 2件以上/月	【TAC11名】 - 農地所有組合員訪問回数 3月末合計7.244件(年間目標8.019件) 達成率90.3%(平均2.03件/日・人) - 直売所新規出荷者3月末合計15名(年間目標11件)達成率136.4% - 事業施案3月末合計108件(年間目標264件)達成率40.9%	
育成	2	営農指導担当者の営農技術(研修圃場活用)や知識の向上、習得により、担い手への相談機能を強化します。	普及指導員資格の取得人数 営農指導担当者営農研修会の開催回数	対象職員の選定 5回	対象職員2名選定     ・研修会4回開催(7/21農業基礎研修・7/28東京農業管内農業8/2文書作成等におけるビジネスマナー、農薬取扱いに係る知識・8/23農地をめぐる税金と制度)	
管内3市農業行政機関との	1		JA・3市農業委員会連絡協議会の開催回数	10	令和4年8月3日開催 ・各市の農地貸借の状況や農業行政に関する取組みについて情報共有を図り、特定生産線地の今後について協議した。	
連携強化	2	3市農政担当部署との定期的な交流(農地保全を目的 とした会議)を行うとともに、行政との連携を強化 する。	JA・3市農政担当連絡協議会の開催回数	10	令和5年3月29日開催 ・令和5年度農政関連事業や予算、JA東京みなみ3ヵ年計画について 情報共有した。	
都市農業の持続性を高める ための農政活動の展開	1	議員への要請活動・意見交換を実施します。	意見交換会の開催回数	10	コロナ禍において開催を見送ったが、JA東京青仕年組織協議会にて、都市農業振興を一層図るための農政活動として、国会議員 一角変語活動に青牡年部本部副部長が参加した。(令和4年9月6日:参議院議員会館)令和5年度開催予定。	
多面的機能への取組み・発信	1	都市農業、都市農地への理解醸成のため、農地・農業の防災・教育・景観創出等といった多面的機能の PRを行います。	JAホームページへの掲載 農業新聞への関連記事出稿	掲載 6本/人(担当者10人)	農業新聞掲載本数 60本(前年度対比153.8%)	
	1	直売所を拠点とした学校給食食材提供事業へ取組み ます。	みなみの恵みを集荷拠点とした 日野市内小中学校への食材供給先数	農家・行政・納入先 価格・配送・人材など 検討準備 (日野市との定期的会合継続)		
食農教育活動への取組み	2	JA東京みなみ夏休みこども村の継続開催による食農 教育活動に取組みます。	JA東京みなみ夏休みこども村の開催	10	令和4年度 新型コロナウイルスの影響により中止	
	3	JA東京みなみカップ少年サッカー大会の継続開催 等による地域コミュニティの活性化を図ります。	JA東京みなみカップ少年サッカー大会の開催	10	予選:令和4年11月27日 決勝:令和4年12月25日 開催	
農と住の調和した街づくり の推進	1	次世代への事業承継・農地保全・地域活性化を図る ため、東京都農住都市支援センターと区画整理事業 の推進に努めます。	区画整理組合 調査・立案~準備会~設立	調査・立案	設立準備会2件 区画整理勉強会1件 まちづくり調査1件	

## 社会的責任と貢献活動

#### 全般に関する事項

JA東京みなみは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割りや、金融機関としての役割りなど、協同組合組織として、組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという社会的責任を担っています。

#### 1 地域からの資金調達の状況

- (1) 貯金・積金残高 189,715百万円(令和5年3月31日)
- (2) 貯金商品 定期貯金・普通貯金・定期積金 他

## 2 地域への資金供給の状況

(1)貸出金残高(総合口座貸越・金融機関貸付を除く) 38,000百万円(令和5年3月31日)

## 3 文化的・社会的貢献に関する事項

- ○地産地消による地域の活性化と安心安全な農産物の提供
- ○学校給食への地場農産物の活用と地域農業の理解・促進
- ○学童農園等農業体験活動の実施
- ○市民農園・体験農園の設置
- ○少年サッカー大会開催
- ○TACによる学童農園への出前授業の開催及び次世代対策として農業者と連携した食育活動の展開
- ○夏休みこども村(食育事業)

### 4 地域密着型金融への取り組み

当組合では、地域密着型金融機関として下記の金融商品の取扱いを行っています。

- (1) 貯金
- ○メンバーシップ定期貯金「みなみの組合員定期貯金」(取扱期間 令和5年4月3日~)

【正組合員(家族含む)】店頭金利+0.12%

【准組合員(家族含む)】店頭金利+0.10%

- ○やすらぎ定期積金(取扱期間 令和5年4月3日~令和6年3月29日)
- 「JA東京みなみ やすらぎ友の会」入会による会員特典(葬祭利用時の特典)
- ○収穫体験付き定期積金(令5年7月3日~令和5年9月29日)

(ブルーベリー摘み取りまたは芋ほり収穫体験ができる特典)

- (2)貸出金
- ○営農資金(農機具・農業用構築物・農業用自動車等)
- ○自己住宅ローン「夢によりぞう住宅ローン トリプルアシスト」
- ○賃貸住宅ローン (新築・リフォーム・借換等)
- ○独自ローン (賃貸住宅のリフォーム・事業設備資金等)
- ○小口ローン(マイカーローン・教育ローン等)
- (3) 共済

○ひと・いえ・くるまの総合保障「建物更生共済・こども共済・医療共済・年金共済・自動車共済他」組合員・利用者の満足度向上を目的に、地域密着であるJAの魅力を活かしたフォロー活動(3Q訪問活動)の取組強化・定着を図ります。

## リスク管理の状況

## リスク管理体制等

#### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### 1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部融資課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### 2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクへッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### 3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### 4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること 又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### 5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### 6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

#### 法令遵守体制

## 〔コンプライアンス基本方針〕

- 1. 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを 応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観 と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 1. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 1. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 1. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の 姿勢を堅持する。

#### 「コンプライアンス運営態勢」

コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括管理者を代表理事副組合長、副統括管理者を常務理事とし、コンプライアンスの統括管理を行っています。また、組合等のコンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署はリスク管理室とし、リスク管理室長をコンプライアンス統括責任者としています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、 研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス計画を策定し、実効ある推進に努めています。

#### 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

#### 金融ADR制度への対応

#### 1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

#### 当JAの苦情等受付窓口 リスク管理室(電話:042-594-1011)

※受付時間 平日 午前9時~午後5時

#### 2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

• 信用事業

東京弁護士会(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)

当 J Aの苦情等受付窓口又は J Aバンク相談所 (一般社団法人 J Aバンク・ J F マリンバンク相談所、電話: 03-6837-1359) にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解 決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

#### • 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

(一財)自賠責保険·共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

(公財)日弁連交通事故相談センター

https://n-tacc.or.jp/

(公財)交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いたただくか、当 J A の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

#### 内部監查体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 自己資本の状況

## 自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、22.37%となりました。

#### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

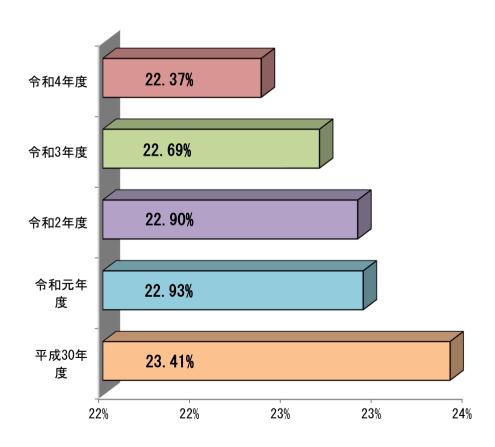
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東京南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に 算入した額	15, 563百万円(前年度15, 382百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

#### 自己資本比率の推移



## 事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいてい ます。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容 についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

### 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・ 利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築して おり、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネット で組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。 また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を

図っています。

## 貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金な ど、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけ ます。

種類類		·····································
総合口層	Ĕ	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普 通 貯 🕯	È	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当 座 貯 🕯	È	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯 蓄 貯 釒	定	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納 税 準 備 貯 釒	È	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原 則として、税金の納付のためとしております。
通 知 貯 釒	È	まとまった資金を短期間(7日以上)お預りする貯金です。お支払いの場合、事前(2営業日以上)に通知が必要です。
スーパー定期貯金	È	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間(1か月〜5年)をご指定いただき、その期間の利率 は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	È	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	È	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	È	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年〜3年の1年複利の定期貯金で す。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	定	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定期積金	定	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月~5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



## 融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。

住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種類	特
住宅ローン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入 資金などにご利用いただけます。
任七日	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用に ご利用いただけます。
賃貸住宅ローン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけ ます。
マイカーローン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教育ローン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する 資金にご利用いただけます。
賃貸住宅リフォームローン ( 無 担 保 )	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯 する設備等にご利用いただけます。
フリーローン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますの で、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
営 農 資 金	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いた だけます。

### 為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いしています。 また、小切手や手形等のお取り立てもお取扱いしています。

	種	類		特。    徵
振	込	• 送	金	当 J A の本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご 送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代	金	取	<u> </u>	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取 り立てを行い口座にご入金いたします。
給	与	振	込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝 からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

## 証券窓販業務

個人向け利付国庫債券(個人向け国債)、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種	類	<b>,       特     徵</b>
玉	債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせて お選びいただけます。
投 資	信 託	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散 投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。した がって、基準価格が変動するので元本および分配金の保証はありません。

## JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。

これにより、組合員・利用者のみなさまにより一層の安全をお届けしています。



JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック(モニタリング)を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早 め早めに経営改善などを実 施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した 「JAバンク支援基金」など を活用し、個々のJAの経営 健全性維持のために必要な資 本注入などの支援を行いま す。

「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

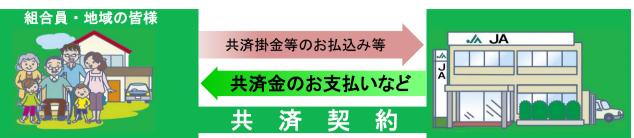
万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

### 2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・

「くるま」の総合保障を提供しています。 当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行って います。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします.

### 万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類類	特。    徵
終身共済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計する こともできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。
生存給付特則付一時払 終 身 共 済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力で す。
こ ど も 共 済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障 などライフプランに合わせて自由に設計できます。
が ん 共 済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のと きは一時金をお支払いします。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備 えられます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。
認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見 をサポートする保障です。
介 護 共 済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度 と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続き で加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

## 火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種	類		特数数据
建物	更生共	済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。 掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いし ます。
火	災 共	済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

	種		類		特。    徵
自	動	車	共	済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族 の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害 や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自	賠	責	共	済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運 転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべて の自動車に契約することが義務づけられている強制共済(保険)です。

#### 3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、各地区の直売施設では、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

### 販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



### 購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



#### 4 宅地等供給事業

組合員の皆様の大切な農地などの資産管理および有効活用について相談・支援する事業です。 不動産仲介業務・アパート管理なども行っており、地域の皆さまに良好な環境と質の高い賃貸住宅を提供し、豊かな地域社会づくりのお手伝いをさせていただいています。

## 5 利用事業

JA東京みなみセレモニーセンターでは、組合員や地域の皆様に安心してご利用していただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただいています。

また、年中無休24時間体制でご家族の方の万一に応えられる体制を整えています。

## 6 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取組んでいます。

- 平成29年10月に新設された大型農産物直売所「みなみの恵み」等、ファーマーズマーケットを拠点とする販売力の強化と農業生産の拡大を実現するため、『TAC』の営農指導力・事業提案力が不可欠であり、その機能発揮を図っています。
- 消費者や地域住民に新鮮・安全・安心な農畜産物の直売や学校給食への供給、体験農業などの食農教 「存を通じた「身近で大切な農業」を果たす多面的機能のある都市農業への理解を農業者とともに進めています。

※TAC(タック):担い手農家組合員に出向く活動を行う「指導経済渉外担当者」

## 各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和5年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や 新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

#### 為替手数料

<b></b> ₹.	<b></b>	類	同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて
		1 万 円 未 満 1 件 に つ き			330円
振	文書扱い	1万円以上3万円未満1件につき			440円
		3万円以上1件につき			660円
込		1万円未満1件につき	無料	110円	440円
	電信扱い	1万円以上3万円未満1件につき	無料	220円	550円
手		3万円以上1件につき	無料	440円	770円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	無料	110円	330円
数		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円	440円
		3万円以上1件につき	無料	330円	660円
料	インター ネット扱い	3 万 円 未 満 1 件 に つ き	無料	110円	220円
		3万円以上1件につき	無料	220円	330円
送金	手数料	1 件 に つ き		440円	660円

## 手形•小切手取立等手数料

	種	類	手数料
代金取立	電子交換手数料		990円
八金双工	個別取立		1,100円
	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	電子交換取立手形組戻手数料	1通につき	1,100円
その他	取立手形店頭呈示手数料 ()	1通につき	1,100円
	電子交換不渡手形返却手数料	1通につき	1,100円
	離島回金手数料		無料

<sup>※</sup> ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

## 手形•小切手発行手数料

種	類	手数料
当座小切手1冊	(50枚)	2,200円
約束手形1冊(	25枚)	2,200円
為替手形1冊(	25枚)	2,200円
専用手形(1枚)		1,100円
自己宛小切手(	1枚)	1,100円

## 当座貯金開設手数料

種	類	手数料
当座貯金		無料
マル専当座貯金		3,300円

### 両替•硬貨取扱手数料

			座	有	O,	) ō	5	客	様
			100枚まで	101枚~50	D枚まで	501枚~100	O枚まて	以降500	O枚毎
手	数	料	無料	55	0円	1, 10	0円	5	50円
			座	無無	$\mathcal{O}_{i}$	$\overline{c}$	5)	客	様
			100枚まで	101枚~50	D枚まで	501枚~100	O枚まて	以降500	O枚毎
手	数	料	550円	1, 10	0円	2, 20	0円	1, 1	.00円

## その他の手数料

種類類	手	数	料
残高証明書(出資含)投資信託相続評価額証明書			
1通につき		1, 100	)円
郵送による交付をご希望の場合は別途 (定例発行登録先は除く)		1, 100	)円
取引履歴明細表			
枚数10枚まで		550	)円
10枚超1枚毎に追加 1枚につき		22	2円
郵送による交付をご希望の場合は別途		1, 100	)円
通帳・証書再発行		1, 100	)円
ICキャッシュカードの再発行		1, 100	)円
I Cキャッシュカード (一体型) の再発行		無	料
貸金庫カードの再発行		1, 100	)円
定時自動送金※			
1契約 送金の都度 取扱手数料		55	5円
自店舗	55	5円+無	料
僚店	55円	+振込ヨ	F数料
他金融機関	55円-	+振込ヨ	F数料
※当農協支店間・他農協・他金融機関への設 がかかります。	送金は、	別途振込	手数料

## 融資関係手数料

		手	数	料
万	表高証明書 「表記明書」		1, 100	
	所規事務取扱手数料 		1, 100	1 1
10	不動産担保貸付		33, 000	Ш
	定期貯金・定期積金担保		3, 300	
	住宅ローン		33, 000	
	無担保貸付・小口ローン(抵当権設定案件含む)		5, 500	
夕	条件変更事務取扱手数料		5, 500	Ħ
Ħ				
	債権内容変更(登記あり)		11 000	Ш
	不動産担保貸付		11,000	
	小口ローン(抵当権設定案件含む)		5, 500	鬥
	債権内容変更(登記なし)		5 500	ш
	不動産担保貸付		5, 500	
	定期貯金・定期積金担保		3, 300	
	無担保貸付		5, 500	
	小口ローン (抵当権設定案件含む)	`	5, 500	円
	債務引受(免責的・併存的)(登記あり	)		
	不動産担保貸付		5, 500	
	小口ローン(抵当権設定案件含む)		5, 500	円
	債務引受(免責的・併存的)(登記なし	.)		
	定期貯金・定期積金担保		3, 300	円
	無担保貸付		5, 500	円
	小口ローン(抵当権設定案件含む)		5, 500	円
	その他(登記あり)			
	不動産担保貸付		5, 500	円
	小口ローン (抵当権設定案件含む)		5, 500	円
	その他(登記なし)			
	不動産担保貸付		5, 500	円
	定期貯金・定期積金担保		3, 300	円
	無担保貸付		5, 500	円
	小口ローン(抵当権設定案件含む)		5, 500	円
彩	東上返済事務取扱手数料			
	一部繰上返済(登記あり)			
	不動産担保貸付		11,000	円
	小口ローン(抵当権設定案件含む)		5, 500	円
	一部繰上返済(登記なし)			
	定期貯金・定期積金担保		3, 300	円
	無担保貸付		5, 500	円
	小口ローン(抵当権設定案件含む)		5, 500	円
	ネットバンク(自己住宅ローンのみ)		無	料
	全額繰上返済(実行日から)			
	不動産担保貸付			
	3年以内		22,000	円
	5年以内		11,000	円
	5年超		5, 500	円
	定期貯金・定期積金担保		3, 300	円
	無担保貸付		5, 500	円
	小口ローン(抵当権設定案件含む)		5, 500	円
			-	

## 金庫利用手数料

	種	類	手	数	料
貨	金庫				
	中型(高	さ100mm)	年間	19, 800	)円
	大型(高	さ140mm)	年間	26, 400	)円
	貸金庫カー	- ド再発行		1, 100	)円

## 貸借対照表

 資産の部
 (単位: 千円)

貝圧りか	A 7-0 H-+	(単位:十円)
科目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業資産	190, 249, 017	196, 326, 693
(1) 現金	514, 070	453, 426
(2)預金	130, 143, 223	135, 766, 811
系統預金	127, 643, 223	133, 266, 789
系統外預金	2, 500, 000	2, 500, 021
(3) 有価証券	21, 498, 197	20, 919, 358
国債	4, 889, 184	4, 691, 372
地方債	2, 474, 961	2, 155, 990
政府保証債	225, 600	217, 480
社債	12, 981, 602	12, 972, 816
受益証券	926, 850	881, 700
(4) 貸出金	37, 980, 194	39, 054, 048
(5) その他の信用事業資産	146, 126	151, 643
未収収益 その他の資産	127, 141 18, 984	128, 327 23, 315
(6)貸倒引当金	$\triangle 32,794$	$\triangle 18,595$
2. 共済事業資産	6, 297	1, 296
(1) その他の共済事業資産	6, 297	1, 296
3. 経済事業資産	47, 390	49, 009
(1)経済事業未収金	14, 962	15, 694
(2)棚卸資産	30, 717	32, 804
購買品	27, 089	29, 197
その他の棚卸資産	3, 628	3, 606
(3) その他の経済事業資産	1, 709	511
4. 雜資産	186, 069	173, 257
(1)雑資産	186, 069	173, 257
5. 固定資産	2, 191, 505	2, 084, 057
(1) 有形固定資産	2, 177, 928	2, 066, 433
建物	2, 852, 110	2, 852, 260
機械装置	29, 252	27, 433
土地	481, 541	481, 541
その他の有形固定資産	520, 494	523, 618
減価償却累計額 (2)無形固定資産	$\triangle 1, 705, 469$ $13, 576$	$\triangle 1, 818, 419$ 17, 623
その他の無形固定資産	13, 576	17, 623
6. 外部出資	6, 912, 940	6, 961, 920
(1)外部出資	6, 912, 940	6, 961, 920
系統出資	5, 979, 630	6, 028, 610
系統外出資	933, 310	933, 310
7. 繰延税金資産	163, 955	384, 541
資産の部合計	199, 757, 175	205, 980, 775

負債の部 (単位:千円)

負債の部		(単位:千円)
科   目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業負債	183, 250, 184	189, 772, 350
(1) 貯金	183, 215, 800	189, 715, 162
(2) その他の信用事業負債	34, 384	57, 187
未払費用	11, 084	7, 793
その他の負債	23, 299	49, 394
2. 共済事業負債	295, 990	323, 875
(1) 共済資金	110, 564	139, 892
(2) 未経過共済付加収入	179, 934	178, 212
(3) 共済未払費用	551	1, 092
(4) その他の共済事業負債	4, 939	4, 677
3. 経済事業負債	65, 633	59, 299
(1)経済事業未払金	65, 531	58, 864
(2) 経済受託債務	72	383
(3) その他の経済事業負債	29	51
4. 雑負債	272, 875	311, 653
(1) 未払法人税等	78, 690	89, 737
(2) 資産除去債務	97, 309	111, 421
(3) その他の負債	96, 875	110, 493
5. 諸引当金	381, 384	404, 336
(1) 賞与引当金	122, 117	126, 505
(2)退職給付引当金 (3)役員退職慰労引当金	237, 343 21, 923	249, 492 28, 338
(3) 仅其赵峨忽刀引目並	21, 920	20, 330
負債の部合計	184, 266, 067	190, 871, 514
<ul><li>純資産の部</li></ul>		
1. 組合員資本	15, 517, 300	15, 658, 153
(1) 出資金	682, 231	673, 637
(2) 資本準備金	429	429
(3) 利益剰余金	14, 855, 628	15, 009, 376
利益準備金	1, 510, 010	1, 510, 010
その他の利益剰余金	13, 345, 618	13, 499, 366
目的積立金	2, 576, 000	2, 776, 000
特別積立金	9, 875, 000	9, 875, 000
当期未処分剰余金	(272, 205)	848, 366
(うち当期剰余金) (4)処分未済持分	$(373, 305)$ $\triangle 20, 989$	$(321, 733)$ $\triangle 25, 290$
2. 評価·換算差額等		
	△26, 192	△548, 892
(1) その他有価証券評価差額金	△26, 192	△548, 892
純資産の部合計	15, 491, 108	15, 109, 260
負債及び純資産の部合計	199, 757, 175	205, 980, 775

## 損益計算書

(単位:千円)

		(単位:千円)
科目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	2, 215, 613	2, 240, 242
事業収益	2, 921, 367	2, 949, 039
事業費用	705, 754	708, 796
(1) 信用事業収益	1, 508, 981	1, 593, 750
資金運用収益	1, 417, 559	1, 483, 907
(うち預金利息)	(554, 216)	(504, 602)
(うち有価証券利息)	(200, 115)	(210, 260)
(うち貸出金利息)	(462, 600)	(456, 102)
(うちその他受入利息)	(200, 627)	(312, 941)
役務取引等収益	30, 912	30, 575
その他事業直接収益	23, 535	13, 119
その他経常収益	36, 974	66, 148
(2)信用事業費用	140, 274	123, 863
資金調達費用	21, 703	15, 140
(うち貯金利息)	(21, 278)	(14,728)
(うち給付補填備金繰入) (うちその他支払利息)	(414) (10)	(411) (1)
役務取引等費用	6, 477	5, 309
その他事業直接費用	39, 142	34, 010
その他経常費用	72, 952	69, 403
(うち貸倒引当金繰入額)	(4, 637)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	_	(△14, 199)
信用事業総利益	1, 368, 706	1, 469, 887
(3) 共済事業収益	449, 734	399, 852
共済付加収入	422, 374	382, 049
その他の収益	27, 360	17, 803
(4) 共済事業費用	16, 494	13, 522
共済推進費	14, 096	11, 390
その他の費用	2, 398	2, 132
共済事業総利益	433, 240	386, 329
(5) 購買事業収益	273, 859	291, 251
購買品供給高	251, 641	267, 078
購買手数料	20, 023	22, 165
その他の収益	2, 194	2,007
(6)購買事業費用	211, 479	225, 326
購買品供給原価 その他の費用	207, 596	221, 772
	3, 883	3, 553
購買事業総利益	62, 379	65, 925
(7) 販売事業収益	225, 765	225, 974
販売品販売高 販売手数料	211, 258	212, 233
販売子数科 その他の収益	14, 390 116	13, 648 92
(8) 販売事業費用	177, 388	179, 604
販売品販売原価	172, 765	175, 364
その他の費用	4, 623	4, 240
販売事業総利益	48, 376	46, 370
<b>ベルチ 木 柳の十1皿</b>	40, 070	40, 070

科目	令和3年度	令和4年度
(9) 加工事業収益	575	517
(10) 加工事業費用 加工事業総利益	10 565	29 487
(11) 利用事業収益	219, 811	210, 649
(12) 利用事業收益	127, 172	134, 857
利用事業総利益	92, 639	75, 792
(13) 宅地等供給事業収益	232, 574	216, 912
(14) 宅地等供給事業費用	3, 703	3, 328
宅地等供給事業総利益	228, 871	213, 584
(15) 指導事業収入	10, 065	10, 129
(16) 指導事業支出 指導事業収支差額	29, 231 <b>△19, 165</b>	28, 265 <b>△18, 135</b>
2. 事業管理費 (1) 人件費	1, 876, 393 1, 322, 393	1, 936, 349 1, 374, 972
(2) 業務費	1, 322, 393	1, 374, 972
(3) 諸税負担金	89, 555	84, 156
(4) 施設費	288, 351	297, 836
(5) その他事業管理費	7, 506	7, 358
事業利益	339, 220	303, 892
3. 事業外収益	117, 687	111, 727
(1)受取雑利息 (2)受取出資配当金	9 90, 522	1 90, 997
(3)賃貸料	13, 161	12, 793
(4) 雑収入	13, 994	7, 935
4. 事業外費用	381	2, 269
(1) 寄付金	311	2, 133
(2) 雑損失	70	135
経常利益	456, 526	413, 351
6.特別損失	-	684
(1)固定資産処分損	450,500	684
税引前当期利益 法人税・住民税及び事業税	456, 526 98, 667	412, 666 109, 353
法人税等調整額 法人税等調整額	$\triangle 15,446$	$\triangle 18,420$
法人税等合計	83, 221	90, 933
当期剰余金	373, 305	321, 733
当期首繰越剰余金	521, 313	526, 633
当期未処分剰余金	894, 618	848, 366

#### ◇ 令和4年度

## 第 34 期 注記表

東京南農業協同組合

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券: 償却原価法(定額法)

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法

により算定)

(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

#### (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 :移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿

価切下げの方法)、買取販売品以外については、個別法による原価法(収

益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

#### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

#### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上していま

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容 及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当 I Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対 する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識していま す。 ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等と の契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、 販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③ 利用事業

葬祭施設を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する 義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充 足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との 契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当 事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件 の引渡時点で収益を認識しています。

#### ⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等と の契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除 対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表 示しています。

#### 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、 損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の 内部損益を除去した額を記載しています。

#### (2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収 益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額 で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

#### Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

#### 1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日改正。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

#### 皿. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 貸倒引当金

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 18,595 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」 に記載しています。

#### (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 402,564 千円 (繰延税金負債との相殺前)

#### (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境および当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

#### 3. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

#### (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または 資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させ るものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は392,686千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 292,724千円 構築物 72,916千円 機械装置 14,603千円

器具備品 12,442千円

#### 2. 担保に供している資産

国債30,042千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金1,100,000千円を為替決済の担保として、定期預金500千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

#### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額

605,983 千円

# 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から(iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は64,978千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産債権のうち、三月以上延滞債権額及びに貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経宮再建又は支援を図ることを目的として、金利の源 免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った 貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないも のです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,978千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### V. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当 J A は組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当 J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が157,349千円減少するものと把握していま す

<sup>1</sup> 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

#### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

#### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	135, 766, 811	135, 446, 973	△319, 837
有価証券			
満期保有目的の債券	3, 400, 000	3, 156, 490	$\triangle 243,510$
その他有価証券	17, 519, 358	17, 519, 358	_
貸出金	39, 054, 048		
貸倒引当金(*1)	$\triangle$ 18, 595		
貸倒引当金控除後	39, 035, 453	39, 572, 166	536, 713
資産計	195, 721, 623	195, 694, 989	$\triangle 26,634$
貯金	189, 715, 162	189, 700, 585	$\triangle 14,577$
負債計	189, 715, 162	189, 700, 585	$\triangle 14,577$

<sup>(\*1)</sup>貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

#### (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### 1)預余

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

#### ②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

#### 1)貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円) 貸借対照表計上額 6,961,920

外部出資

#### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	133, 266, 811	-	-	-	-	2, 500, 000
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券のうち 満期があるもの	417, 999	- 951, 899	- 17, 999	- 217, 999	- 317, 999	3, 400, 000 16, 250, 803
貸出金(*1,2)	2, 786, 444	2, 426, 344	2, 414, 701	2, 285, 837	2, 202, 417	26, 680, 693
合 計	136, 471, 255	3, 378, 244	2, 432, 701	2, 503, 837	2, 520, 416	48, 831, 496

<sup>(\*1)</sup>貸出金のうち、当座貸越53,089千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

#### (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	187, 388, 772	1, 289, 887	534, 850	152, 165	349, 487	_
合 計	187, 388, 772	1, 289, 887	534, 850	152, 165	349, 487	_

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

#### VI. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表	社 債	500, 000	507, 530	7, 530
計上額を超えるも の	小 計	500, 000	507, 530	7, 530
時価が貸借対照表	社 債	2, 900, 000	2, 648, 960	△251, 040
計上額を超えない もの	小 計	2, 900, 000	2, 648, 960	△251, 040
合	計	3, 400, 000	3, 156, 490	$\triangle 243,510$

#### (2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(里1仏:丁円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*1)
	債券			
代出去m 去到 [	国債	692, 942	630, 277	62, 664
貸借対照表計上 額が取得原価又	地方債	1, 719, 150	1, 601, 036	118, 113
は償却原価を超	政府保証債	217, 480	200, 685	16, 794
えるもの	社債	2, 150, 300	2, 103, 520	46, 779
7.000	受益証券	-		_
	小 計	4, 779, 872	4, 535, 519	244, 352
	債券			
代出去m 去到 [	国債	3, 998, 430	4, 415, 246	△416, 816
貸借対照表計上 額が取得原価又	地方債	436, 840	475, 001	△38, 160
は償却原価を超	政府保証債	_		_
えないもの	社債	7, 422, 516	7, 854, 779	△432, 263
	受益証券	881, 700	1, 000, 000	△118, 300
	小 計	12, 739, 486	13, 745, 027	$\triangle 1,005,540$
<u></u>	計	17, 519, 358	18, 280, 547	△761, 188

(\*1)なお、上記の差額に繰延税金資産212,295千円を加えた額△548,892千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

<sup>(\*2)</sup> 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件257,610千円は償還日が特定できないため、含めていません。

#### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

			(十1元・111)
	売却額	売却益	売却損
地方債	213, 096	13, 119	_
合 計	213, 096	13, 119	_

#### 3. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、その他有価証券の社債34,010千円の減損処理を行っています。 時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、 時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって 貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。 なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の 可能性を考慮して減損処理を行っています。

#### Ⅷ. 退職給付に関する注記

#### (1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。 また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁 業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額 661,988千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額 を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金237, 343 千円退職給付費用32, 203 千円退職給付の支払額△20,054 千円期末における退職給付引当金249,492 千円

#### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務249, 492千円未積立退職給付債務249, 492千円退職給付引当金249, 492千円

#### (4) 退職給付に関連する損益

勤務費用32,203 千円特定退職金共済制度への拠出金41,301 千円臨時に支払った割増退職金2,000 千円合計75,504 千円

#### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,883千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、128,566千円となっています。

#### Ⅷ. 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

	(単位:十円)
繰延税金資産	
賞与引当金	35, 282
退職給付引当金	69, 583
役員退職慰労引当金	7, 903
賞与引当金未払保険料	5, 500
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	7,637
資産除去債務	31, 075
減価償却費超過額	41, 468
有価証券評価損	9, 485
その他有価証券評価差額金	212, 295
その他	743
繰延税金資産小計	420, 974
評価性引当額	△18, 410
繰延税金資産合計 (A)	402, 564
繰延税金負債	_
資産除去債務(建物・構築物)	△18, 023
繰延税金負債合計 (B)	△18, 023
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	384, 541

#### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.89 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.79 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.08 %
住民税均等割等	0.21 %
評価性引当額の増減	2. 91 %
事業分量配当金	△6.31 %
法人税額の特別控除	△1.89 %
その他	△0.49 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.03 %

#### X. 収益認識に関する注記

「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### X. その他の注記

#### 貸借対照表に計上している資産除去債務

#### (1) 当該資産除去債務の概要

当JAの日野支店金融店舗兼日野万願寺直売所は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸契約終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることが明らかになったため、有害物質を除去する義務に関して当該除去費用を合理的に見積もり資産除去債務を計上しております。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込み期間は18年、割引率は0.4938%を採用しています。なお、耐用年数を経過している物件に関しては見積額全額を計上しています。

#### (3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97,309千円
見積りによる増加額	13,632千円
時の経過による調整額	480千円
期末残高	111,421千円

#### ◇ 令和3年度

### 第 33 期 注記表

東京南農業協同組合

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券:償却原価法(定額法)

②子会社株式 : 移動平均法による原価法

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動

平均法により算定)

(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

#### (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 :移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿

価切下げの方法)、買取販売品以外については、個別法による原価法(収

益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

#### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

#### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当 J A は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日最終改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当 JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対 する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識していま す。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③ 利用事業

葬祭施設を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する 義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充 足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

#### ⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除 対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

#### 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

#### (2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

#### Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

#### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当JAは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日最終改正)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ180,433千円減少しています。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

#### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日最終改正)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

#### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 貸倒引当金

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 32,794 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」 に記載しています。

#### (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 183,528 千円 (繰延税金負債との相殺前)

#### (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

#### 3. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

#### (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または 資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させ るものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は398,142千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 292,724千円 構築物 77,997千円 機械装置 14,978千円

器具備品 12,442千円

#### 2. 担保に供している資産

国債30,024千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金1,100,000千円を為替決済の担保として、定期預金500千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

#### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額

656,765 千円

# 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から(iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は91,763千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,763千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### V. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当 J A は組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

当 J Aが保有する金融資産は、主として当 J A管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当 J A では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.11%上昇したものと想定した場合には、経済価値が221,044千円減少するものと把握しています

す. 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク 変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

#### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

#### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	130, 143, 223	129, 939, 016	△204, 207
有価証券			
満期保有目的の債券	3, 400, 000	3, 298, 120	△101, 880
その他有価証券	18, 098, 197	18, 098, 197	-
貸出金	37, 980, 194		
貸倒引当金(*1)	$\triangle$ 32, 794		
貸倒引当金控除後	37, 947, 399	38, 383, 009	435, 610
資産計	189, 588, 820	189, 718, 343	129, 523
貯金	183, 215, 800	183, 224, 655	8, 855
借入金	_	_	_
負債計	183, 215, 800	183, 224, 655	8, 855

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

#### (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### 1)預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

#### ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用しています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金 額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

#### 1)貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円) 貸借対照表計上額

外部出資

6, 912, 940

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日最終改正)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

#### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	127, 643, 223					2, 500, 000
有価証券 満期保有目的の債券	_	=	=	=	=	3, 400, 000
その他有価証券のうち 満期があるもの	217, 999	417, 999	951, 899	17, 999	417, 999	
貸出金(*1, 2, 3)	2, 763, 226	2, 462, 979	2, 340, 497	2, 281, 994	2, 193, 564	25, 636, 989
合 計	130, 624, 450	2, 880, 978	3, 292, 396	2, 299, 993	2, 611, 564	47, 550, 942

- (\*1) 貸出金のうち、当座貸越63,416千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (\*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等23,460千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (\*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件277,482千円は償還日が特定できないため、含めていません。

#### (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	180, 831, 038	1, 265, 813	868, 248	136, 803	113, 896	-
合 計	180, 831, 038	1, 265, 813	868, 248	136, 803	113, 896	-

<sup>(\*1)</sup> 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

#### VI. 有価証券に関する注記

#### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表計	社債	1, 400, 000	1, 433, 450	33, 450
上額を超えるもの	小 計	1, 400, 000	1, 433, 450	33, 450
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	社債	2, 000, 000	1, 864, 670	$\triangle 135, 330$
	小 計	2, 000, 000	1, 864, 670	$\triangle 135, 330$
2	計	3, 400, 000	3, 298, 120	△101, 880

#### (2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 千円)

	(单位:					
		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*1)		
	債券					
/₹/#±l.m±÷l [	国債	710, 684	630, 229	80, 454		
貸借対照表計上	地方債	2, 004, 040	1, 801, 241	202, 798		
額が取得原価又は償却原価を超	政府保証債	225, 600	200, 752	24, 847		
えるもの	社債	5, 120, 660	5, 003, 695	116, 964		
7.300	受益証券	-	_	_		
	小 計	8, 060, 984	7, 635, 918	425, 065		
	債券					
₩±Im ±=I I	国債	4, 178, 500	4, 416, 179	$\triangle 237,679$		
貸借対照表計上	地方債	470, 921	485, 000	$\triangle 14,079$		
額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	政府保証債	-	-	-		
	社債	4, 460, 942	4, 597, 421	$\triangle 136,479$		
	受益証券	926, 850	1, 000, 000	$\triangle 73, 150$		
	小 計	10, 037, 213	10, 498, 601	△461, 388		
	計	18, 098, 197	18, 134, 519	△36, 322		

<sup>(\*1)</sup>なお、上記の差額に繰延税金資産10,130千円を加えた額△26,192千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

#### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

			(井   ・   1   1)
	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	300, 267	2, 124	_
地方債	395, 354	13, 256	1, 242
社債	507, 902	8, 155	_
受益証券	459, 100	_	40, 900
合 計	1, 662, 623	23, 535	42, 142

#### Ⅶ. 退職給付に関する注記

#### 1. 退職給付に係る注記

#### (1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。 また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁 業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額 649,733千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額 を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 退職給付費用 退職給付の支払額 型職給付の支払額 対象を担じる退職給付引当金 227, 227 千円 27, 399 千円 17, 282 千円 237, 343 千円

#### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務237, 343 千円未積立退職給付債務237, 343 千円退職給付引当金237, 343 千円

#### (4)退職給付に関連する損益

勤務費用27,399千円特定退職金共済制度への拠出金41,185千円臨時に支払った割増退職金1,000千円合計69,584千円

#### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,823千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、142,691千円となっています。

### Ⅷ. 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位: 千円)

	(単位:十円)
繰延税金資産	
賞与引当金	34, 058
退職給付引当金	66, 195
役員退職慰労引当金	6, 114
賞与引当金未払保険料	5, 220
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	6, 337
資産除去債務	27, 139
減価償却費超過額	33, 928
その他有価証券評価差額金	10, 130
その他	819
繰延税金資産小計	189, 943
評価性引当額	$\triangle 6,415$
繰延税金資産合計 (A)	183, 528
繰延税金負債	
資産除去債務(建物・構築物)	$\triangle 19,572$
繰延税金負債合計 (B)	$\triangle 19,572$
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	163, 955

#### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.89 %
(調整)	•
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.67 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2. 77 %
住民税均等割等	0. 19 %
評価性引当額の増減	0.39 %
事業分量配当金	△9.05 %
その他	△0.09 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18. 23 %

#### IX. 収益認識に関する注記

「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

#### 貸借対照表に計上している資産除去債務

#### (1) 当該資産除去債務の概要

当JAの日野支店金融店舗兼日野万願寺直売所は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸契約終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年、割引率は0.4938%を採用しています。

### (3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	96,831千円
時の経過による調整額	478千円
期末残高	97,309千円

# 剰余金処分計算書

(単位:千円、%)

4) D	令和3年度	令和4年度
科目	令和4年6月25日総代会承認	令和5年6月24日総代会承認
当期未処分剰余金(A)	894, 618	848, 366
剰余金処分額(B)	367, 985	312, 757
任意積立金	200,000	200, 000
経営基盤強化積立金	( 200,000 )	( 200,000 )
出資配当金	19, 833	19, 444
(出資配当率)	( 3.00%)	( 3.00%)
事業分量配当金	148, 151	93, 312
次期繰越剰余金 (A-B)	526, 633	535, 609

#### 注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位:千円)

事業区分配当		_	令和3年度		令和4年度		
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額		
信用	貯		大口定期・S定期・自由期日・積定年間平 均残高に対し0.2%	148, 151	大口定期・S定期・自由期日・積定年間平 均残高に対し0.1% 普通貯金・貯蓄貯金・納税準備貯金の年間 平均残高に対し0.02%	84, 491	
	貸	出		_	実収利息に対し2.00%	8, 821	
	事 業	分量	配 当 金 合 計	148, 151		93, 312	

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額31,000千円が含まれています。

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度
繰越額	28,000	31,000

## 部門別損益計算書

## ◇ 令和4年度

区	分	合計	信用業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益	1	2, 949, 039	1, 593, 750	399, 852	429, 363	515, 941	10, 129	
事業費用	2	708, 796	123, 863	13, 522	338, 644	204, 501	28, 265	
事業総利益 (①-②)	3	2, 240, 242	1, 469, 887	386, 329	90, 719	311, 440	△18, 135	
事業管理費	4	1, 936, 349	1, 005, 540	217, 519	324, 800	265, 727	122, 761	
(うち減価償却費	⑤)	153, 411	76, 497	19, 034	37, 782	14, 018	6, 078	
(うち人件費	⑤')	(1, 374, 972)	(665, 561)	(163, 666)	(226, 813)	(214, 472)	(104, 458)	
※うち共通管理	費 ⑥		384, 464	82, 841	87, 260	76, 579	26, 846	△657, 991
(うち減価償却費	<b>章</b> ⑦)		(33, 505)	(7, 219)	(7,604)	(6, 673)	(2, 339)	(△57, 343)
(うち人件費	⑦')		(238, 109)	(51, 305)	(54, 042)	(47, 428)	(16, 626)	$(\triangle 407, 512)$
事業利益 (③-④)	8	303, 892	464, 346	168, 810	△234, 081	45, 713	△140, 896	
事業外収益	9	111, 727	65, 282	14, 066	14, 816	13, 003	4, 558	
※うち共通分⑩			65, 282	14, 066	14, 816	13, 003	4, 558	△111, 727
事業外費用	11)	2, 269	1, 325	285	300	264	92	
※うち共通分⑫			1, 325	285	300	264	92	△2, 269
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	13	413, 351	528, 303	182, 590	△219, 565	58, 452	△136, 430	
特別利益	<u>(14)</u>	_	_	_	_	_	_	
※うち共通分⑮			_	_	_	-	-	_
特別損失	16	684	400	86	90	79	27	
※うち共通分⑰			400	86	90	79	27	△684
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	18	412, 666	527, 903	182, 504	△219, 656	58, 372	△136, 458	
営農指導事業分 配賦額	19		84, 181	17, 998	21, 069	13, 209	△136, 458	
営農指導事業分配賦税引前当期利益 (⑱一⑲)	20	412,666 冬事業に直課で	443, 722	164, 505	△240, 725	45, 163		

※ ⑥、⑩、⑫、⑤、⑪は、各事業に直課できない部分

(注)

- 1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工等の事業を指します。「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指します。
- 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1)共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業利益割)の平均値

(2)営農指導事業

(均等割+事業総利益割) の平均値

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	58. 44%	12. 59%	13. 26%	11.63%	4. 08%	100. 00%
営農指導事業	61. 69%	13. 19%	15. 44%	9. 68%		100. 00%

## ◇ 令和3年度

区	分	合計	信用業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益	1	2, 921, 367	1, 508, 981	449, 734	409, 684	542, 901	10, 065	
事業費用	2	705, 754	140, 274	16, 494	321, 070	198, 683	29, 231	
事業総利益 (①-②)	3	2, 215, 613	1, 368, 706	433, 240	88, 614	344, 218	△19, 165	
事業管理費	4	1, 876, 393	957, 718	215, 376	305, 924	274, 600	122, 773	
(うち減価償却費	⑤)	139, 711	65, 001	17, 468	38, 469	13, 473	5, 298	
(うち人件費	⑤')	(1, 322, 393)	(631, 160)	(160, 091)	(206, 623)	(219, 905)	(104, 613)	
※うち共通管理	費 ⑥		339, 310	81, 316	77, 427	78, 996	25, 739	△602, 789
(うち減価償却	費 ⑦)		(13, 052)	(3, 127)	(2,978)	(3, 038)	(990)	(△23, 187)
(うち人件費	⑦')		(217, 719)	(52, 176)	(49, 681)	(50, 688)	(16, 515)	(△386, 781)
事業利益 (③-④)	8	339, 220	410, 987	217, 863	△217, 310	69, 617	△141, 939	
事業外収益	9	117, 687	66, 246	15, 876	15, 116	15, 423	5, 025	
※うち共通分⑩	)		66, 246	15, 876	15, 116	15, 423	5, 025	△117, 687
事業外費用	11)	381	214	51	48	49	16	
※うち共通分⑫			214	51	48	49	16	△381
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	13	456, 526	477, 019	233, 688	△202, 242	84, 990	△136, 930	
特別利益	<u>(14)</u>	-	_	_	_	_	_	
※うち共通分®			_	_	_	_	_	
特別損失	16	_	_	_	_	_	_	
※うち共通分⑰	)		_	_	_	_	_	-
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	18	456, 526	477, 019	233, 688	△202, 242	84, 990	△136, 930	
営農指導事業分 配賦額	19		81, 610	19, 403	21, 429	14, 487	△136, 930	
営農指導事業分配賦税引前当期利益 (18-19)	20	456, 526 冬事業に直課で	395, 409	214, 285	△223, 671	70, 503		

※ ⑥、⑩、⑫、⑤、⑪は、各事業に直課できない部分

(注)

- 1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工等の事業を指す。「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指す。
- 2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1)共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業利益割) の平均値

(2)営農指導事業

(均等割+事業総利益割) の平均値

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信 事 業		共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	56. 3	Э%	13. 49%	12.84%	13. 10%	4. 27%	100. 00%
営農指導事業	59. 6	Э%	14. 17%	15. 65%	10. 58%		100. 00%

## 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確認 書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、 有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月20日

東京南農業協同組合

代表理事組合長 小林 和男

## 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# 損益の状況

## 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	3, 207	3, 204	3, 099	2, 918	2, 946
信用事業収益	1, 674	1,642	1, 499	1,508	1, 593
共済事業収益	470	466	448	449	399
購買事業収益	436	470	599	273	291
販売事業収益	199	191	225	225	225
その他事業収益	426	433	326	463	438
経常利益	371	443	308	456	413
当期剰余金	251	358	260	373	321
出資金	708	701	693	682	673
(出資口数)	(708, 692)	(701, 685)	(693, 899)	(682, 231)	(673, 637)
純資産額	15, 578	15, 440	15, 492	15, 491	15, 109
総資産額	187, 764	193, 851	195, 852	199, 757	205, 980
貯金等残高	170, 800	177, 224	179, 333	183, 215	189, 715
貸出金残高	40, 689	37, 924	37, 968	37, 980	39, 054
有価証券残高	16, 073	20, 416	20, 873	21, 498	20, 919
剰余金配当金額	153	160	165	167	112
出資配当額	20	20	20	19	19
事業利用分量配当額	133	140	145	148	93
職員数	155	156	156	153	160
単体自己資本比率	23. 41%	22. 93%	22. 90%	22. 69%	22. 37%

注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

<sup>2.</sup> 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

<sup>3.</sup> 信託業務の取扱は行っておりません。

<sup>4. 「</sup>単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

### 利益総括表

(単位:千円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収益	1, 417, 559	1, 483, 907	66, 348
役務取引等収益	30, 912	30, 575	△337
その他事業直接収益	23, 535	13, 119	△10, 416
その他経常収益	36, 974	66, 148	29, 174
計	1, 508, 980	1, 593, 749	84, 769
資金調達費用	21, 703	15, 140	$\triangle 6,563$
役務取引等費用	6, 477	5, 309	△1, 168
その他事業直接費用	39, 142	34, 010	△5 <b>,</b> 132
その他経常費用	72, 952	69, 403	$\triangle 3$ , 549
計	140, 274	123, 862	△16, 412
資金運用収支	1, 395, 856	1, 468, 767	72, 911
役務取引等収支	24, 435	25, 266	831
その他信用事業収支	△51, 585	△24, 146	27, 439
信用事業粗利益	1, 404, 684	1, 473, 142	68, 458
(信用事業粗利益率)	0.75%	0.77%	0.02%
事業粗利益	2, 323, 347	2, 324, 517	1, 170
(事業粗利益率)	1. 17%	1. 15%	-0.03%
事業純益	442, 317	388, 168	△54 <b>,</b> 149
実質事業純益	446, 954	388, 168	△58 <b>,</b> 786
コア事業純益	462, 561	409, 059	$\triangle$ 53, 502
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	459, 561	409, 059	$\triangle$ 50, 502

注: 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常収益を除く。)ー信用事業費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見 合費用

信用事業粗利益率=信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用

+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」に変更しています。

事業純益=事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は して計算しています。)

実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

- コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
- コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

### 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	令和3年度			令和4年度		
· 項 目 :	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	186, 883	1, 417	0.75%	189, 978	1, 483	0.78%
うち預金	127, 896	754	0.58%	130, 341	817	0.62%
うち有価証券	21, 072	200	0.94%	21, 591	210	0.97%
うち貸出金	37, 915	462	1. 21%	38, 046	456	1. 19%
資金調達勘定	180, 840	21	0.01%	183, 651	15	0.00%
うち貯金・定期積金	180, 840	21	0.01%	183, 651	15	0.00%
うち譲渡性貯金	_	_		_	-	
うち借入金	-	_		_	_	
総資金利ざや			0. 21%			0. 23%

注 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

## 受取・支払利息の増減額

項	B	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息		23	66
うち貸出金		△14	$\triangle 6$
うち商品有価証券		-	-
うち有価証券		0	10
うちコールローン		-	-
うち買入手形		-	-
うち預金		37	63
支払利息		△7	△7
うち貯金・定期積金		△7	△7
うち譲渡性貯金		-	-
うち借入金		-	-
差し引き		30	73

注 1. 増減額は前年度対比です。

<sup>2.</sup> 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

<sup>2.</sup> 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### 信用事業

### 貯金

### 1 科目別・貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種類類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	67, 914 ( 37. 5%)	71,699 ( 39.0%)	3, 785
定期性貯金	112, 724 ( 62.3%)	111, 751 ( 60.8%)	△972
その他の貯金	199 ( 0.1%)	198 ( 0.1%)	$\triangle 1$
計	180, 838 ( 100.0%)	183, 649 ( 100.0%)	2, 811
譲渡性貯金	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
슴 計	180, 838 ( 100. 0% )	183, 649 ( 100. 0%)	2, 811

- 注 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
  - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
  - 3. ( )内は構成比

### 2 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種	類	令和3年	变	令和4年	变	増 減
定期貯金		111, 375 (	100.0%)	108, 176 (	100.0%)	△3, 199
うち固定	E金利定期	111, 375 (	100.0%)	108, 176 (	100.0%)	△3, 199
うち変動	か 金利定期	- (	0.0%)	- (	0.0%)	-

- 注 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
  - 2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
  - 3. ( )内は構成比

## 3 財形貯蓄残高

種	類	令和3年度	令和4年度	増 減
財形貯蓄残高		1	1	-

## 貸出金

## 1 科目別・貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種類類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付金	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
証書貸付金	37, 851 ( 99.8%)	37, 774 ( 99. 2%)	△77
当座貸越	63 ( 0.1%)	56 ( 0.1%)	△7
制度資金貸付金	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
金融機関貸付金	- ( 0.0%)	215 ( 0.5%)	215
割引手形	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
合 計	37, 915 ( 100. 0% )	38, 046 ( 100. 0% )	131

( )内は構成比

## 2 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

種類類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	1,449 ( 3.8%)	1,796 ( 4.6%)	346
林業	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	_
水産業	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
製造業	854 ( 2.2%)	846 ( 2.1%)	△8
鉱業	14 ( 0.0%)	13 ( 0.0%)	$\triangle 1$
建設・不動産業	27, 926 ( 73.5%)	26, 571 (67. 9%)	$\triangle 1,355$
電気・ガス・熱供給水道業	171 ( 0.4%)	205 ( 0.5%)	33
運輸・通信業	597 ( 1.5%)	584 ( 1.4%)	$\triangle 12$
金融・保険業	87 ( 0.2%)	1,092 ( 2.7%)	1,004
卸売・小売業・サービス業・飲食業	5, 548 ( 14.6%)	5,584 ( 14.3%)	36
地方公共団体	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	_
非営利法人	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	_
その他	1,329 ( 3.4%)	2,359 (6.0%)	1, 029
슴 計	37, 980 ( 100.0%)	39, 054 ( 100. 0%)	1, 073

( )内は構成比

## 3 貸出金の担保別内訳残高

種類類	令和3年度	令和4年度	増減
貯金・定期積金等	841	741	△100
有価証券	-	_	_
動産	-	_	_
不動産	-	_	_
その他担保物	-	_	_
小計	841	741	△100
農業信用基金協会保証	27, 747	28, 243	495
その他保証	194	176	△18
小 計	27, 941	28, 419	477
信用	9, 197	9, 893	696
合 計	37, 980	39, 054	1, 073

## 4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種	類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出		16,016 ( 42.1%)	15, 766 ( 40.3%)	△249
変動金利貸出		21,900 ( 57.6%)	23, 234 ( 59. 4%)	1, 334
合	計	37, 980 ( 100. 0%)	39, 054 ( 100. 0%)	1, 073

( )内は構成比

## 5 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円)

種	類	令和3年度	令和4年度	増 減
運転資金		17 ( 0.0%)	1,010 ( 2.5%)	992
設備資金		27, 036 ( 71. 1%)	26, 373 ( 67. 5%)	△663
生活資金		10,868 ( 28.5%)	11,622 ( 29.7%)	754
その他		55 ( 0.1%)	45 ( 0.1%)	△10
合	計	37, 980 ( 100. 0%)	39, 054 ( 100. 0% )	1, 074

( )内は構成比

## 6 債務保証見返額の担保別内訳残高

				(TE - D /2   1)
種	類 令和3年度		令和4年度	増 減
貯金・定期積金等		841	741	△100
有価証券		_	_	-
動産		_	_	_
不動産		_	_	_
その他担保物		_	_	_
計		841	741	△100
信用		9, 197	9, 893	696
合 計		10, 038	10, 634	596

## 7 主要な農業関係の貸出金残高

#### ① 営農類型別

(単位:百万円)

種	類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業		-	-	_
穀作		15	14	$\triangle 1$
野菜・園芸	<b>.</b>	18	14	$\triangle 4$
果樹・樹園	農業	_	1	1
工芸作物		_	_	_
養豚・肉牛	• 酪農	5	4	$\triangle 1$
養鶏・養卵	]	_	_	_
養蚕		_	_	_
その他農業	- -	74	83	9
農業関連団体	<b>Z</b> 等	_	_	_
合	計	114	117	3

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
  - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
  - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

#### ② 資金種類別

〔貸出金〕 (単位:百万円)

種	類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金		114	117	3
農業制度資金		-	_	_
農業近代化資金		_	_	_
その他制度資金		_	_	_
合 計		114	117	3

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
  - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで JAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
  - 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕 (単位:百万円)

種	類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融	融公庫資金	_	_	_
その他		_	_	_
合	計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

### 8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

<b>唐坎</b> 区八	債権区分			保金	E額	(単位:日万円)
<b>りまた。                                    </b>		債権額	担保	保証	引当	合計
破産更生債権及び	令和4年度	-	-	-	-	-
これらに準ずる債権	令和3年度	_	_	_	_	_
危険債権	令和4年度	64	17	47	-	64
/匹)火頂作	令和3年度	91	20	70	_	91
要管理債権	令和4年度	-	_	_	_	
安官任俱惟	令和3年度	_	_	_	_	_
三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-	_
二月以上延佈俱惟	令和3年度	_	_	_	_	_
貸出条件緩和債権	令和4年度	-	-	-	-	-
具山米汁板和俱惟	令和3年度	_	_	_	_	_
小 計	令和4年度	64	17	47	-	64
/J' = 1	令和3年度	91	20	70	_	91
正常債権	令和4年度	39, 007				
止吊惧惟	令和3年度	37, 907				
合 計	令和4年度	39, 072				
合 計	令和3年度	37, 998				

#### (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

#### 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

#### 3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

#### 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

#### 5 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

#### 6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

				<del>f</del> .	和3年	芰			<del>f</del> .	和4年	变	
	×	分	期首	期中		或少額	期末	期首	期中	期中派	或少額	期末
			残高	残高 増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
	一般貸倒引	当金	28	32	_	28	32	32	18	-	32	18
	個別貸倒引	当金	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_
	合	計	28	32	-	28	32	32	18	-	32	18

## 10 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項	B	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額		-	-

# 11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

## 為替

### 1 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

	類	令和3	3年度		4年度
<b>↑生</b>	炽	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	15	85	16	85
	金額	15, 234	31, 857	14, 891	37, 289
代金取立為替	件数	0	0	0	0
1、並以立為官	金額	15	_	_	_
雑為替	件数	2	1	2	1
	金額	9, 046	8, 974	10, 516	10, 472
合 計	件数	17	86	18	86
合 計	金額	24, 295	40, 831	25, 407	47, 761

## 2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

## 3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

## 証券・窓販

### 1 公共債窓販実績

(単位:百万円)

種	類	令和3年度	令和4年度
公共債窓販実績		-	-

### 2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

## 有価証券等

## 1 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種	類	令和3年度	令和4年度	増 減
国債		4, 860	5, 045	185
地方債		2, 278	2, 111	△ 167
政府保証債		200	200	-
金融債		_	_	-
社債		12, 301	13, 234	933
株式		_	_	-
受益証券		1, 431	999	△ 432
その他証券		-	_	-
合	計	21, 072	21, 591	519

## 2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## 3 有価証券残存期間別残高

種類類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計			
令和3年度	令和3年度										
国債	_	29	_	_	100	4, 917	_	5, 046			
地方債	_	_	199	301	_	1, 784	_	2, 284			
政府保証債	_	_	_	_	_	200	_	200			
社債	200	1, 501	1, 300	800	900	8, 300	_	13, 001			
受益証券	_	_	_	500	500	_	_	1,000			
令和4年度											
国債	_	29	_	_	400	4, 615	_	5, 044			
地方債	_	_	200	100	199	1, 574	_	2,073			
政府保証債	_	_	_	_	_	200	_	200			
社債	599	2,001	600	1,000	703	8, 488	_	13, 391			
受益証券	_	_	_	1,000	_	_	_	1,000			

## 4 有価証券の時価情報等

## ①売買目的有価証券

(単位:百万円)

	令和3	3年度	令和4年度		
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額 当年度の損益に含 まれた評価差額		当年度の損益に含 まれた評価差額	
売買目的有価証券	-	_	-	_	

## ②満期保有目的の債券

		:	令和3年度		令和4年度			
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が貸借対照 表計上額を超え	社債	1, 400	1, 433	33	500	507	7	
るもの	小計	1, 400	1, 433	33	500	507	7	
時価が貸借対照 表計上額を超え	社債	2,000	1,864	△ 135	2,900	2, 648	△ 251	
ないもの	小計	2,000	1,864	△ 135	2,900	2, 648	△ 251	
合	計	3, 400	3, 298	△ 101	3, 400	3, 156	△ 243	

# ③その他有価証券

						(里/	位:白万円)
			令和3年度			令和4年度	
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
ATS - ATT - A - T-T-T-T-T-T-T-T-T-T-T-T-T-T	債券						
貸借対照 表計上額	国債	710	630	80	692	630	62
が取得原	地方債	2,004	1,801	202	1, 719	1, 601	118
価又は償	政府保証債	225	200	24	217	200	16
却原価を越えるも	社債	5, 120	5, 003	116	2, 150	2, 103	46
越えるも	受益証券	_	_	_	_	_	_
	小計	8,060	7, 635	425	4, 779	4, 535	244
	債券						
貸借対照 表計上額	国債	4, 178	4, 416	△ 237	3, 998	4, 415	△ 416
が取得原	地方債	470	485	△ 14	436	475	△ 38
価又は償	政府保証債	_	_	_	_	_	_
却原価を 越えない	社債	4, 460	4, 597	△ 136	7, 422	7, 854	△ 432
越えないもの	受益証券	926	1,000	△ 73	881	1, 000	△ 118
	小計	10, 037	10, 498	△ 461	12, 739	13, 745	△ 1,005
合	計	18, 098	18, 134	△ 36	17, 519	18, 280	△ 761

## 5 金銭の信託の時価情報

#### ①運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和3	3年度	令和4	4年度
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含 まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含 まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

### ②満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

			令和3年度	Ę		令和4年度				
	貸借対照 表計上額		差額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超え るもの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超え ないもの	貸借対照 表計上額	時価	差額	が貸借対 照表計上 額を超え	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超え ないもの
満期保 有目的 の金銭 の信託	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-

<sup>(</sup>注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

### ③その他の金銭の信託

(単位:百万円)

			令和3年度	F 2		令和4年度				
	貸借対照 表計上額	取得原価	差額	対照表計 上額が取	対照表計 上額が取 得原価を	貸借対照	取得原価	差額	対照表計	上額が取 得原価を
その( の金針 の信	<b>美</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-

<sup>(</sup>注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

### 6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 預かり資産の状況

# ①投資信託残高(ファンドラップ含む) (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
投資信託残高 (ファンド ラップ含む)	-	69

(注) 投資信託残高 (ファンドラップ含む) は「約定日基準」に基づく算出です。

## ②残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

	令和3年度	令和4年度
残高有り 投資信託 口座数	-	38

### 共済事業

## 1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種	·····································	令和3	3年度	令和4	1年度
作品	·····································	新契約高	保有高	新契約高	保有高
	終身共済	1,860	38, 171	1,603	37, 784
	定期生命共済	182	549	55	587
	養老生命共済	417	14, 354	287	13, 171
生	(うちこども共済)	215	6, 307	166	6, 041
生 命 系	医療共済	6	2, 290	-	2, 183
糸	がん共済	_	93	_	91
	定期医療共済	-	318	-	297
	介護共済	189	1, 249	199	1, 426
	年金共済	-	233	-	193
建物	更生共済	26, 860	246, 475	15, 760	246, 781
	合 計	29, 516	303, 734	17, 907	302, 517

<sup>(</sup>注) <u>「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。</u>

### 2 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

					(千匹・ロカロ)	
·····································	類	令和3	3年度	令和4年度		
但	<del>類</del>	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
医療共済		-	17	-	16	
		43	46	27	76	
がん共済		-	2	-	2	
定期医療共済		_	_	_	_	
合 ፤	計	-	20	-	19	
	āΙ	43	46	27	76	

<sup>(</sup>注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### 3 介護系その他の共済の共済金額保有高

	令和公	3年度	令和4年度		
(1)	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
介護共済	199	1, 454	209	1, 639	
認知症共済	_	_	26	26	
生活障害共済 (一時金型)	76	150	10	125	
生活障害共済 (定期年金型)	1	8	3	12	
特定重度疾病共済	119	198	73	250	

<sup>(</sup>注) <u>「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。</u>

## 4 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

	類	令和3	3年度	令和4	4年度
	スター 大大	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前		151	1, 594	87	1, 610
年金開始後		_	516	_	520
合	計	151	2, 110	87	2, 131

<sup>(</sup>注) 金額は、年金年額を記載しています。

## 5 短期共済新契約高

(単位:件、百万円)

	令和3年度			令和4年度		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2, 386	44, 627	28	2, 268	41, 378	27
自動車共済	4, 707		214	4,650		206
傷害共済	1, 441	4, 382	_	2,605	9, 727	_
団体定期生命共済	-	-	_	-	_	-
定額定期生命共済	2	8	_	2	8	_
賠償責任共済	285		_	266		_
自賠責共済	1, 268		23	1, 285		23
その他	_	_	_	_	_	
合 計	10, 089		267	11,076		257

<sup>(</sup>注) <u>「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額</u> <u>欄は斜線。)を記載しています。</u>

### 経済事業

## 1 購買事業

(単位:千円)

種		令和3年度	令和4年度
	類	供給高	供給高
生産資材			
肥料		46, 677	56, 522
農薬		96, 177	99, 877
飼料		6, 748	7, 744
農業機械		27, 639	26, 049
包装資材		27, 001	32, 468
保温資材		41, 434	63, 392
その他生産資	材	28, 961	27, 681
その他		-	-
小	<del> </del>	274, 641	313, 737
生活物資			
食品		139, 763	131, 155
米		-	-
生鮮食品		49, 589	47, 282
一般食品		90, 174	83, 873
衣料品		2, 452	1, 825
耐久消費財		18, 180	18, 568
日用保健雑貨		15, 223	24, 116
家庭燃料		-	-
その他		-	-
	<del> </del>	175, 621	175, 666
合	計	450, 262	489, 404

<sup>(</sup>注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

# 2 販売事業

### ①受託販売

(単位:千円)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和3年度	令和4年度
— 種                         類	取扱高	取扱高
米	(586)	(928)
麦	-	_
豆類・雑穀	_	_
いも類	-	_
野菜	(88, 372)	(104, 823)
果実	(14, 299)	(14, 929)
花き・花木	(6, 553)	(8, 107)
工芸 作物	-	_
生乳	_	_
けい卵	-	_
肉畜	-	_
その他畜産物	(6,747)	(6, 195)
まゆ	_	_
わら 工芸	_	_
みなみの恵み(委託業者販売分	-	(23, 901)
その他農林水産物	(11, 896)	(9, 756)
合 計	(128, 456)	(168, 639)

# <u>(注)取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。</u>

## ②買取販売

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	
種類	販売高	販売高	
米	85, 284	84, 305	
麦	-	-	
豆類・雑穀	-	-	
いも類	-	-	
野菜	-	-	
果実	-	-	
花き・花木	-	-	
工芸 作物	_	-	
生乳	_	_	
けい卵	_	-	
肉畜	-	-	
その他畜産物	_	-	
まゆ	-	-	
わら 工芸	-	-	
その他農林水産物	125, 972	127, 926	
合 計	211, 258	212, 233	

# その他の事業

# 1 加工事業

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度
収益		
倉庫収益	_	_
加工収益	575	517
合 計	575	517
費用		
倉庫費用	-	-
加工費用	10	29
合 計	10	29
差 引 利 益	565	488

# 2 高齢者福祉事業

該当する取引はありません。

## 3 宅地等供給事業

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度
収益		
受託宅地等供給収益	232, 574	216, 912
買取宅地等供給収益	-	_
合 計	232, 574	216, 912
費用		
受託宅地等供給費用	3, 703	3, 328
買取宅地等供給費用	-	-
合 計	3, 703	3, 328
差引利益	228, 871	213, 584

# 4 指導事業

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	322	314
実費収入	1, 461	1, 699
健康管理収入	7, 115	6, 611
指導雑収入	1, 166	1, 505
숌 計	10, 065	10, 129
支出		
営農改善費	16, 409	15, 610
生活文化事業費	657	785
教育情報費	1,711	1,800
健康管理費	10, 213	9, 396
指導雑費	240	671
合 計	29, 231	28, 265
収 支 差 額	△19, 165	△18, 136

# 5 利用事業

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度
収益		
利用収益	219, 811	210, 649
合 計	219, 811	210, 649
費用		
利用費用	127, 172	134, 857
合 計	127, 172	134, 857
差引利益	92, 639	75, 792

## 6 旅行事業

該当する取引はありません。

## 経営諸指標

## 1 その他の諸指標

(単位:百万円)

項	目	令和3年度	令和4年度
◆信用事業関係			
一職員当り貯金を	残高	4, 094	3, 989
一店舗当り貯金を	<b>浅高</b>	45, 803	47, 428
一職員当り貸出金	金残高	2, 164	2, 105
一店舗当り貸出会	金残高	9, 495	9, 763
◆共済事業関係			
一職員当り長期	共済保有高	17,658	16, 900
一店舗当り長期	共済保有高	75, 933	75, 629
◆経済事業関係			
一職員当り購買。	品取扱高	32	32
一職員当り販売。	品販売高	25	25
一店舗当り購買。		112	122

注: 一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

### 2 利益率

(単位:%)

種	Į	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率		0. 20%	0.20%	0.00%
資本経常利益率		2. 90%	2.70%	-0. 20%
総資産当期純利益率		0. 10%	0. 10%	0.00%
資本当期純利益率		2. 40%	2. 10%	-0. 30%

- 注 1. 総資産経常利益率=経常利益・総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
  - 2. 資本経常利益率=経常利益÷純資産勘定平均残高×100
  - 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
  - 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)÷純資産勘定平均残高×100

## 3 貯貸率・貯証率

(単位:%)

種	類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯貸率	期末	20.70%	20. 50%	-0. 20%
川 貝平 川	期中平均	20. 90%	20.70%	-0. 20%
15章 家	期末	11. 70%	11.00%	-0.70%
貯証率	期中平均	11.60%	11. 70%	0. 10%

## 自己資本の充実の状況

# 1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

15	(マコア資本に係る基礎項目>   15	15,349 15,545 682 674
番通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 15,349 15,545 5	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額  うち、出資金及び資本準備金の額 うち、共配以外に該当するものの額 っち、大部以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、一般食倒引当金コで資本享入額 っち、一般食倒引当金コで資本享入額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、コで資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コ・資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コ・資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コ・資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コ・ア資本に係る基礎項目の額(イ) コ・資本に係る基礎項目の額(イ) コ・資本に係る基礎項目の額 に含まれる額 の以外の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 っち、のれんに係るものの額 っち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 適齢引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 自健の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 制定資金に保る割の資産の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシグ・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシグ・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシグ・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、乗延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連すきものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	682 674
5	うち、田資金及び資本準備金の額 うち、再評価積立金の額 うち、科益別余金の額 うち、上記以外に該当するものの額 っ方、一般貸別当金口で変すり入額 うち、一般貸別当金口で本算入額 適格日資本導入額 適格日資本調差手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 うち、回転出資金の額 うち、回転出資金の額 うち、三記以外に該当するものの額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価値前の帳簿価格の差額の45パーセントに担当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る過整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを徐く。)の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれんとびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと徐全。)の額の合計額 「うち、のれんとびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを徐く。)の額の合計額 「うち、のれんとびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと徐子とのいる額 値格引当金本足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 債債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額値図的に保有している他の金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	682 674
5	うち、田資金及び資本準備金の額 うち、再評価積立金の額 うち、科益別余金の額 うち、上記以外に該当するものの額 っ方、一般貸別当金口で変すり入額 うち、一般貸別当金口で本算入額 適格日資本導入額 適格日資本調差手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 うち、回転出資金の額 うち、回転出資金の額 うち、三記以外に該当するものの額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価値前の帳簿価格の差額の45パーセントに担当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る過整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを徐く。)の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれんとびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと徐全。)の額の合計額 「うち、のれんとびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを徐く。)の額の合計額 「うち、のれんとびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと徐子とのいる額 値格引当金本足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 債債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額値図的に保有している他の金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	682 674
うち、利   うち、利   和   和   うち、利   和   和   和   和   和   和   和   和   和   和	うち、再評価積立金の額 うち、利益剰余金の額 うち、外部流出予定額(△) うち、上記以外に該当するものの額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 うち、回転出資金の額 うち、上記以外に該当するものの額 公の機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 出地再評価額と再評価面前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る基礎項目の額(ク) コア資本に係る基礎項目の額の合計額 コア資本に係る動整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを係の3の3の合計額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 酸延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額の合計額 直と保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 適図的に保有している他の金融機関等の対象音通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、乗延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 ラち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	
3	うち、外部流出予定額(△) うち、上記以外に該当するものの額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貨飼引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 っち、適格引当金コア資本算入額 っち、回転出資金の額 っち、上記以外に該当するものの額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 っち、上記以外に該当するものの額 まは、名資本の増強に関する措置を適じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 出地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る基礎項目の額(含まれる額 コア資本に係る書を選集を表して、日本のでは、日本ののののも、ので、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で	167 112
5 ち、外部流出予定額(△)	うち、外部流出子定額(△) うち、上記以外に該当するものの額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 適格引当金コア資本算入額 適格目資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 うち、上記以外に該当するものの額  公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る調整項目 無形固定資産 (一ゲージ・サービシング・ライツに係るものを徐く。)の額の合計額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの別外の額 適路引当金不足額 直接保い時では、10 年の表に関連を表に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 直接保い時間により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 自住保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 砂を出資金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、非正係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、非正ゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、未正ゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	167 112
うち、上記以外に該当するものの額	うち、上記以外に該当するものの額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般役例引当金コア資本算入額 適格日当金コア資本算入額 適格日音本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 うち、回転出資金の額 うち、上記以外に該当するものの額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る方ので資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る書での額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを徐く。)の額の合計額 コテら、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを解とし取引に伴い増加した自己資本に相当する額 値格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 適区的に保有している他の金融機関等の対象音通出資等に該当するもので額 カち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象音通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、様延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	△20   △25     32   18     32   18     32   18     -   -     0額に
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額   32   18   5	フア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	32
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額   32   18   うち、適格引当金コア資本算入額   -     -	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 うち、上記以外に該当するものの額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額(イ) 18 部本に係る基礎項目の額(イ) 27 資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを 徐く。)の額の合計額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るも の以外の額 施経税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 入される額 直包的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額 うち、米延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	32 18
うち、適格引当金コア資本算入額	うち、適格引当金コア資本第入額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 うち、上記以外に該当するものの額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る勘定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを徐く。)の額の合計額 うち、のれんほ係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 離経引金全不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算えが、額が、額が、額が、額が、額が、額が、額が、額が、額が、額が、額が、額が、額が	- の額に
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に 合まれる額	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に 含まれる額	
うち、上記以外に該当するものの額	□ うち、上記以外に該当するものの額  公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  コア資本に係る基礎項目の額 (イ)  15 コア資本に係る書礎項目の額 (イ) コア資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを 徐く。)の額の合計額 □ うち、のれんに係るものの額 □ うち、のれんに係るものの額 □ うち、のれん足がモーゲージ・サービシング・ライツに係るも の以外の額	れる額
□ 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 □ 15,382 □ 15,563 □ 7資本に係る基礎項目の額に含まれる額 □ 15,382 □ 15,563 □ 7資本に係る基礎項目の額に含まれる額 □ 15,382 □ 15,563 □ 7資本に係る基礎項目の額に含まれる額 □ 15,382 □ 15,563 □ 7資本に係る調整項目 □ 三 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額出まする額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額田当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額四ア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る書機項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを徐く。)の額の合計額 うち、のれん反びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額線延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額適格引当金不足額証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算れたる額額であるの。  「会別の場別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別	れる額
出地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 出地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ) エア資本に係る基礎項目の額 (イ) エア資本に係るものを除く。) の額の合計額 うち、のれんと係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーザージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーザージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	れる額
田当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 15,382 15,563 コア資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを 除く。)の額の合計額 9 12 うち、のれんに係るものの額	相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る基礎項目の額(イ) コア資本に係る基礎項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額  (国図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、発延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	- Tan
□ア資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを 除く。)の額の合計額  うち、のれんに係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額  繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額  適格引当金不足額  正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額  自債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額  ・ サ変項目に係る10パーセント基準超過額  うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額  12	四ア資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを 除く。)の額の合計額 うち、のれん区びモーゲージ・サービシング・ライツに係るも の以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額 うち、操延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	ものを 9 12
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額  うち、のれんほ係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額  繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額  適格引当金不足額  正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額  負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額  前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額  意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額  少数出資金融機関等の対象普通出資等の額  特定項目に係る10パーセント基準超過額  うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの別外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	9 12 
除く。)の額の合計額       9         うち、のれんに係るものの額       -         うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額       9         繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額       -         適格引当金不足額       -         証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       -         負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額       -         市払年金費用の額       -         自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額       -         意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額       -         少数出資金融機関等の対象普通出資等の額       -         特定項目に係る10パーセント基準超過額       -         うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額       -	除く。)の額の合計額  うち、のれん区係るものの額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額  繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 持定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	9 12 
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものり以外の額       9       12         繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額       -       -         適格引当金不足額       -       -         証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       -       -         負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額       -       -         前払年金費用の額       -       -         自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額       -       -         意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額       -       -         少数出資金融機関等の対象普通出資等の額       -       -         特定項目に係る10パーセント基準超過額       -       -         うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額       -       -	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、果延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 持定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	係るも     9
の以外の額	の以外の額 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の 額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額 うち、裸延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、米延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額 うち、米延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	係るも 9 12
適格引当金不足額       -         証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       -         負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額       -         前払年金費用の額       -         自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額       -         意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額       -         少数出資金融機関等の対象普通出資等の額       -         特定項目に係る10パーセント基準超過額       -         うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額       -	直格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 持定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	
<ul> <li>証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</li> <li>負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額</li> <li>前払年金費用の額</li> <li>自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額</li> <li>意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額</li> <li>少数出資金融機関等の対象普通出資等の額</li> <li>特定項目に係る10パーセント基準超過額</li> <li>うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額</li> </ul>	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10ペーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 これる額 これる額 これの これの これの を関係 に対している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 これの	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、乗延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 つち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	
入される額	入される額 前払年金費用の額 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	本に昇
<ul> <li>額</li> <li>意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額</li> <li>少数出資金融機関等の対象普通出資等の額</li> <li>特定項目に係る10パーセント基準超過額</li> <li>うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額</li> </ul>	顧 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額       -         特定項目に係る10パーセント基準超過額       -         うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額       _	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 特定項目に係る10パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	
特定項目に係る 1 0 パーセント基準超過額	特定項目に係る10パーセント基準超過額  うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額  うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額  うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額  特定項目に係る15パーセント基準超過額  うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額  うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額  うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額  コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	の額
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-
連するものの額	連するものの額  うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額  うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額  特定項目に係る15パーセント基準超過額  うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額  うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額  うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額  フア資本に係る調整項目の額 (ロ)	
うち	に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	
に関連するものの額	るものの額 特定項目に係る15パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	
るものの額	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連す るものの額 コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	関連す
	連するものの額  うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額  うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額  コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	
連するものの額	に関連するものの額       うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額         コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	
に関連するものの額	るものの額         コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	_
るものの額		
	自己資本	9 12
自己資本		
	自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 15	15, 372 15, 551

(単位:百万円、%)

項    目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	63, 743	65, 423
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の 合計額	_	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3, 997	4, 071
信用リスク・アセット調整額	_	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	67, 740	69, 494
<自己資本比率>		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	22. 69%	22. 37%

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
  - 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク 削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
  - 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

# 2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度			
信用リスク・アセット	エクスポー	リスク・	 所要	エクスポー	リスク・	 所要
	ジャーの期末 残高	アセット額 a	自己資本額 b=a×4%	ジャーの期末 残高	アセット額 a	自己資本額 b=a×4%
現金	514	- -	- B 47470	453	- -	- B 47470
我が国の中央政府及び中央銀行向	5, 051			5, 050		
け	5,051	_		5,050	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	_	-	-	_	_
我が国の地方公共団体向け	2, 291	-	-	2, 080	_	_
外国の中央政府等以外の公共部門 向け	-	-	_	-	-	_
国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	_	200	20	-
我が国の政府関係機関向け	405	20	_	404	20	_
地方三公社向け	596	59	2	588	57	2
金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	132, 158	26, 431	1, 057	138, 782	27, 756	1, 110
法人等向け	6, 888	3, 567	142	7, 237	3, 738	149
中小企業等向け及び個人向け	378	151	6	329	143	5
抵当権付住宅ローン	7, 564	2, 613	104	6, 987	2, 413	96
不動産取得等事業向け	1, 050	1,033	41	1,015	999	39
三月以上延滞等	-	-	_	_	-	-
取立未済手形	15	3	_	20	4	-
信用保証協会等保証付	27, 760	2, 750	110	28, 255	2, 800	112
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付	_	_	_	_	_	_
共済約款貸付	_	_	_	_	_	-
出資等	1, 067	1, 067	42	1, 067	1, 067	42
(うち出資等のエクスポージャー)	1, 067	1, 067	42	1,067	1, 067	42
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	_
上記以外	12, 862	26, 022	1,040	13, 068	26, 398	1, 055
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	3, 210	8, 026	321	3, 210	8, 026	321
(うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資金調達手 段に係るエクスポージャー)	5, 845	14, 612	584	5, 894	14, 735	589
(うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエク スポージャー)	157	394	15	186	466	18
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	_
(うち上記以外のエクスポー ジャー)	3, 649	2, 988	119	3, 777	3, 170	126

証券化	_	_	_	_	_	_
(うちSTC要件適用分)	_	_	_	_	_	_
(うち非STC適用分)	_	_	_	_	_	_
再証券化	_	_	_	_	_	_
リスク・ウェイトのみなし計算が						
適用されるエクスポージャー	1,000	1	-	1,000	2	_
(うちルックスルー方式)	1,000	1	_	1,000	2	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	_	_	_	_	-
(うち蓋然性方式400%)	-	_	_	_	_	_
(うちフォールバック方式)	-	-	_	_	_	_
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	-	_	_	_	_	-
他の金融機関等の対象資本調達手 段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額 (△)	-	_	_	_	_	_
標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計	-	_	_	_	_	-
CVAリスク相当額÷8%	-	_	-	_	_	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	_	_	_	_	_
合計(信用リスク・アセットの額)	199, 806	63, 743	2, 549	206, 544	65, 423	2, 616
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額	オペレーショナル を8%で除して得		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル を8%で除して得		所要自己資本額 b=a×4%
<基礎的手法>		3, 997	159		4,071	162
所要自己資本額計	リスク・アセット	、等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセッ	ト(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
MATUATION		67, 740	2, 709		69, 494	2, 779

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
  - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
  - 5. 「証券化 (証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
  - 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
  - 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
  - 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

\_\_<u>粗利益(正の値の場合に限る)×15%の直近3年間の合計額</u> 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

### 3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付け のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

### 適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

S&Pグローバル・レーティング(S&P)

フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- (注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。
- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I,Moody's,JCR, S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I,Moody's,JCR, S&P,Fitch	

#### ②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			令和3	3年度			令和4	4年度	
		信用リス クに関す るエクス ポー ジャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー	信用リス クに関する ポーーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー
国	内	198, 806	37, 998	20, 583		205, 544	39, 072	20, 729	
国国	外	190,000	31, 990	20, 565	_	200, 544	39, 012	20, 129	_
	或別残高計	198, 806	37, 998	20, 583	_	205, 544	39, 072	20, 729	_
167	農業	198, 800	31, 990	20, 565	_	121	39, 012	20, 129	_
	林業	141	_	_	_	141	_	_	_
	水産業	_	_	_	_	_	_	_	_
	製造業	500	_	500	_	500	_	500	_
	鉱業	500	_	500	_	500	_	-	_
	建設・不動産業	597	0	596	_	588	0	588	_
法	電気・ガス・熱供給・水道業	2, 205	_	2, 205	_	2, 606	-	2, 606	-
	運輸・通信業	3, 110	-	3, 110	-	3, 110	-	3, 110	-
人		142, 362	-	6, 125	-	149, 040	1,000	6, 125	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	1, 545	224	601	_	1, 477	190	567	-
	日本国政府・地方公 共団体	7, 342	_	7, 342	_	7, 131	-	7, 131	_
	上記以外	100	-	100	-	100	-	100	-
	個 人	37, 793	37, 730	-	-	37, 859	37, 848	-	-
	その他	561	42	-	-	3, 009	32	-	-
業和	<b>運別残高計</b>	196, 187	37, 998	20, 583	-	205, 544	39, 072	20, 729	-
	丰以下	128, 060	215	201		132, 863	255	399	
	F超3年以下	1,870	536	1, 334		2, 466	472	934	
3 4	年超5年以下	1, 314	913	400		1, 401	899	501	
5 4	年超7年以下	2, 314	1, 511	803		2, 446	1, 643	803	
	年超10年以下	4, 046	3, 345	701		4, 678	3, 372	1, 306	
	0 年超	49, 077	31, 336	15, 236		49, 697	32, 315	14, 877	
	限の定めのないもの	12, 122	140	1, 906		11, 989	113	1, 906	
	残存期間別残高計 1 信用リスクに関するエ	198, 806	37, 998	20, 583		205, 544	39, 072	20, 729 エイトのみな	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス 取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
  - 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

#### ③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位・百万円)

	令和3年度			令和4年度						
区 分	期首 残高	期中 増加額		或少額 その他	期末 残高	期首 残高	期中	期中源目的使用		期末 残高
一般貸倒引当金	28	32	一 一	28	32 32	32 32	18	- 日的使用	32	が同 18
個別貸倒引当金	-	_	_	-	_	_	_	-	_	-

#### ④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

				令和3	3年度					令和∠	4年度	(+ 1.	
×	分	期首 残高	期中 増加額		減少額 その他	期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中源目的使用		期末 残高	貸出金 償却
13	国内	0	-	0	-	-		-	_	-	-	-	
1	国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	地域別計	0	-	0	-	-		_	_	-	-	_	
	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
	製造業	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-
	鉱業	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
法	建設・不動 産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
人	運輸・通信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
	金融・保険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作	国人	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-
業和	重別計	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	_	-

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

							中国・ログロ
			令和3年度			令和4年度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
<i>l</i> ⇒	リスク・ウェイト0%	_	9, 581	9, 581	_	9, 194	9, 194
信用	リスク・ウェイト2%	_	_	_	_	_	_
IJ	リスク・ウェイト4%	_	_	_	_	_	_
スカ	リスク・ウェイト10%	_	27, 905	27, 905	_	28, 411	28, 411
り削	リスク・ウェイト20%	500	132, 470	132, 971	500	139, 092	139, 593
減	リスク・ウェイト35%	_	7,467	7, 467	_	6, 894	6, 894
効	リスク・ウェイト50%	5, 815	_	5, 815	6, 181	_	6, 181
効果勘案	リスク・ウェイト75%	_	202	202	_	191	191
案	リスク・ウェイト100%	502	5, 147	5, 649	502	5, 283	5, 786
後	リスク・ウェイト150%	-	_	_	_	_	_
残 高	リスク・ウェイト250%	_	9, 213	9, 213	_	9, 291	9, 291
l H1	その他	_	_	_	_	_	_
リン	スク・ウェイト1250%	_	_	_	_	_	_
	計	6, 818	191, 988	198, 806	7, 184	198, 360	205, 544

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
  - 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
  - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

### 4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または 取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JA では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和3	3年度	令和4年度		
区 分	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証	
地方公共団体金融機構向け	-	_	_	-	
我が国の政府関係機関向け	-	201	-	201	
地方三公社向け	-	300	-	300	
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	_	_	_	_	
法人等向け	0	-	0	-	
中小企業等向け及び個人向け	0	_	1		
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	
三月以上延滞等	_	_	_	-	
証券化	_	_	_	_	
中央清算機関関連	-	-	-	-	
上記以外	_	_	_	_	
合 計	0	501	1	501	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては 貸出金や有価証券等が該当します。
  - 2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
  - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
  - 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したいもの(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

### 5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

### 6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### 7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資 勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証 券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、②系統及び系統外出 資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の 状況に応じて直接償却を実施しています。

①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和3	3年度	令和4年度		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	_	_	-	_	
非上場	6, 912	6, 912	6, 961	6, 961	
合計	6, 912	6, 912	6, 961	6, 961	

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度	中匹,日为[1]
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券 としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和3	3年度	令和4	4年度
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位・百万円)

令和公	3年度	令和4	4年度
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	_

# 8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1, 000, 000, 000	1, 000, 000, 000
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

### 9 金利リスクに関する事項

#### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場 リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について は、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 当JAは、総務企画リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シ ミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明 当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利 リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上お よび監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化などの6シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用していま す。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該ス プレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、∠EVEおよび∠NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません。

- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 ∠EVEの前事業年度末からの変動要因は、貯金によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。

◇ ΔEVEおよび ΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる △EVEおよび △NIIと大きく異なる点 特段ありません。
- ② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRR	BB1:金利リスク					
項		⊿I	EVE	⊿NII		
番		前期末	当期末	前期末	当期末	
1	上方パラレルシフト	2, 300	2, 192	120	153	
2	下方パラレルシフト	$\triangle 1,418$	$\triangle 2,364$	0	0	
3	スティープ化	2, 090	2, 075			
4	フラット化	△966	$\triangle 1,235$			
5	短期金利上昇	225	174			
6	短期金利低下	102	178			
7	最大値	2, 300	2, 192	120	153	
		前期	胡末	当其	期末	
8	自己資本の額	15, 3	372	15, 9	551	

- (注) 1 「∠EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
  - 2. 「∠NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として 計測されるものをいいます。
  - 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
  - 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  - 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 役員等の報酬体系

#### 1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員 に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額(注2) 基本報酬 退職慰労金		
対象役員(注1)に対する報酬等	76, 980	6, 415	

(注1) 対象役員は、理事20名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

- (3) 対象役員の報酬等の決定等について
  - 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

#### 2 職員等

#### (1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

- (注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- (注2) 「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- (注3) 令和4年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

### 3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

# 当組合の組織

# 1 組合員数

(単位:人、団体)

種	類	令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員数		1, 900	1, 893	△7
個人		1, 900	1, 893	$\triangle 7$
法人		-	-	-
准組合員数		8, 525	8, 495	△30
個人		8, 524	8, 494	△30
法人		1	1	-
合	計	10, 425	10, 388	△37

# 2 組合員組織の状況

(令和5年3月31日 現在)

一 (九)	和5年3月31日 現任)
組織名	構成員数
青壮年部	220 人
果実部会連絡協議会	170 人
野菜 部 会 連 絡 協 議 会	161 人
女 性 部	227 人
J A 東 京 み な み 農 業 者 労 災 会	22 人
JA東京みなみ都市農政連絡協議会	162 人
JA南多摩地区女性組織協議会	983 人
年 金 友 の 会 連 絡 協 議 会	34 人
資産管理部会連絡協議会	20 人
青色 申告 部会 連絡協議会	8 人
日 野 市 果 実 組 合	24 人
日 野 地 区 青 壮 年 部	62 人
日野市ブルーベリー組合	16 人
日 野 地 区 女 性 部	60 人
日 野 市 都 市 農 政 推 進 協 議 会	29 人
日 野 市 い ち ご 研 究 会	5 人
日 野 地 区 年 金 友 の 会	243 人
日 野 地 区 資 産 管 理 部 会	191 人
日 野 地 区 青 色 申 告 部 会	310 人
東 光 寺 蔬 菜 研 究 会	7 人
豊 田 農 事 研 究 会	11 人
堀 之 内 農 事 研 修 会	11 人
万 願 寺 農 友 会	13 人
日野地区支部21支部	506 人
七生地区青壮年部	59 人
平 山 蔬 菜 研 究 会	40 人
平山農産物直売会	34 人
平山トマト部会	8 人
七生地区農産物直売会	27 人

1. th. 116 FZ 1. kth. 40	0.0	1
七 生 地 区 女 性 部 平 山 野 菜 研 究 会	86	人
平 山 野 菜 研 究 会 七 生 地 区 三 和 直 売 会	15 4	人
日野学童農園研究会	7	人人
日野市施設園芸研究会	12	人
七生地区年金友の会	191	人
七生地区資産管理部会	113	人
七生地区青色申告部会	181	人
ブリージングタウン百草園管理組合	14	人
日野市百草萬蔵院台りんご生産組合	2	人
七 生 地 区 支 部 2 4 支 部	400	人
多摩市農業団体連絡協議会	55	人
多摩市園芸部	13	人
多摩市椎茸生産組合	17	人
多摩市学校給食連絡協議会	16	人
多摩市農産物即売推進協議会	31	人
多摩地区青壮年部	27	人
多摩市都市農政推進協議会	71	人
多摩地区女性部	45	人
多摩地区年金友の会	205	人
多摩地区資産管理部会	112	人
多摩地区青色申告部会	94	人
多摩地区支部31支部	441	人
稲城の梨生産組合	83	人
稲城市高尾ぶどう生産組合	45	人 ·
稲城市特殊林産組合	9	人
稲城の梨友の会	5	人
稲城地区青壮年部	72	人
稲城地区野菜部会	43	人
シンフォニー利用者部会 稲 城 地 区 女 性 部	39 37	人
稲城市都市農政推進協議会	62	人
平尾農産物直売組合	11	人人
コープ出荷者組合	3	人
稲城有の実会	13	人
三和農産物直売会	14	人
稲城地区年金友の会	326	人
稲 城 地 区 資 産 管 理 部 会	231	人
稲 城 地 区 青 色 申 告 部 会	259	人
稲 城 地 区 支 部 8 支 部	546	人
稲城地区農機管理組合	9	人
百村野菜直売会	10	人
当JAの組合員組織を記載しています。		

# 3 役員一覧

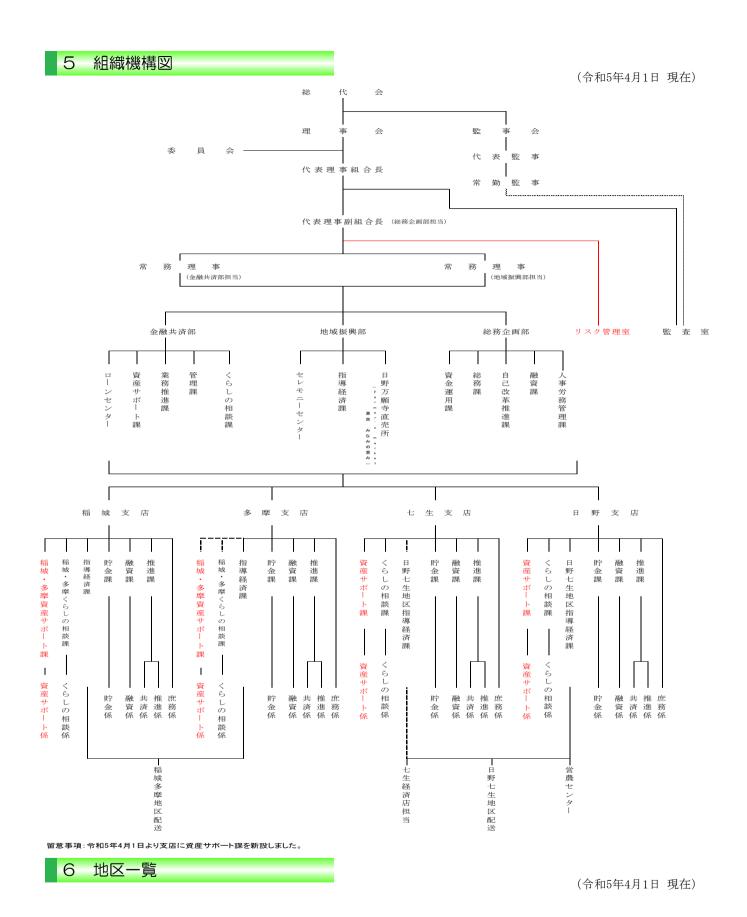
(令和5年4月1日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非 常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	小 林 和 男	常勤	理事	進 藤 千代子	非常勤
代表理事副組合長	奥 住 喜 樹	常勤	理事	渡辺利男	非常勤
常務理事	志 村 孝 光	常勤	理事	石 坂 吉 朗	非常勤
常務理事	髙 橋 進	常勤	理事	藤 井 美智彦	非常勤
理事	石 坂 和 哉	常勤	理事	増田保治	非常勤
理事	杉 本 武	非常勤	理事	伊藤靖朗	非常勤
理事	有 山 長 作	非常勤	理事	鈴木晴雄	非常勤
理事	新 倉 隆	非常勤	理事	角田賢司	非常勤
理事	関 井 昤 子	非常勤	代表監事	臼井長生	非常勤
理事	田中浩吉	非常勤	常勤監事	中 村 朗	常勤
理事	篠崎益朗	非常勤	監事	田中基行	非常勤
理事	伊藤通夫	非常勤	監事	百花健司	非常勤

# 4 職員

(単位:人)

項目	令和3年度			令和4年度		
, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	_	_	_	_	_	_
会計主任	_	_	_	_	_	_
一般職員	83	55	138	85	60	145
営農指導員	15	_	15	15	_	15
生活指導員	_	_	_	_	_	_
合 計	98	55	153	100	60	160



日野地区・七生地区・多摩地区・稲城地区

# 7 沿革・歩み

平成元年 日野市、七生、多摩市、稲城市、4農協合併により東京南農業協同組合を設立

共済・オンラインシステム稼働

七生地区営農生活センター完成

平成2年 稲城支店新築オープン

長期共済保有2,000億円達成

平成4年 七生支店・灯油地下タンク完成

平成5年 本店竣工式

稲城市特産物特産化事業即売所竣工式

平成7年 貯金残高1,000億円達成

平成9年 経済・オンラインシステム稼働

長期共済保有3,000億円達成

平成10年 ランネットワーク稼働

平成12年 経費支出システム稼働

渉外担当者支援システム稼働

平成13年 本店燃料センター開設

稲城支店農産物直売所"シンフォニー"オープン

日野市農産物直売所オープン

平成14年 七生支店農産物直売コーナーオープン

平成15年 JA東京みなみ事業改革本部設立

平成17年 JA東京みなみセレモニーセンター開設

JASTEMシステム稼働

平成19年 百草支店・多摩センター支店店舗統廃合

平成21年 平山支店・平尾支店店舗統廃合

平成22年 平尾農産物直売所"ハーベスト"オープン

平山農産物直売所"マルシェひらやま"オープン

平成23年 LP事業を全国農業協同組合連合会へ譲渡

平成24年 コンパスJAシステム稼働

平成27年 多摩支店金融店舗新築オープン

平成28年 多摩支店グランドオープン (経済店舗新築オープン)

平成29年 日野支店金融店舗新築オープン

平成29年 日野万願寺農産物直売所"みなみの恵み"グランドオープン

平成30年 日野経済店 旧万願寺直売所へ移転

# 8 店舗一覧

(令和5年3月31日 現在)

	店	舗	名		郵便番号	住 所	電話番号	ATM 設置台数
本				店	191-0032	東京都日野市三沢3-53-15	042-594-1011	
日	野		支	店	191-0024	東京都日野市万願寺6-31	042-583-2111	2
日	野	経	済	店	191-0024	東京都日野市万願寺6-35-13	042-583-5670	
七	生		支	店	191-0032	東京都日野市三沢3-53-15	042-591-2011	1
多	摩		支	店	206-0011	東京都多摩市関戸6-11-1	042-375-8211	1
稲	城		支	店	206-0802	東京都稲城市東長沼2110-1	042-377-6002	2
セ	レモニ	<u>.</u> — ·	セン:	ター	206-0802	東京都稲城市東長沼1915-2	042-370-7272	
日	野万》	預 寺	・直列	も所	191-0024	東京都日野市万願寺6-31	042-589-0373	
平	山農	産 物	7 直 🤊	も所	191-0043	東京都日野市平山5-18-19	042-591-0700	
平	尾農店	産 物	7 直 ラ	も所	206-0823	東京都稲城市平尾1-49-5	042-331-5575	1

店舗外ATM設置台数

3 台

## 9 特定信用事業代理業者の状況

(令和5年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

# 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I	概況及び組織に関する事項	
1	業務の運営の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••88
2	理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•• 90
3	事務所の名称及び所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 93
4	特定信用事業代理業者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 93
Π	主要な業務の内容	
5	主要な業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
Ш	主要な業務に関する事項	
6	直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••5
7	直近の5事業年度における主要な業務の状況	_
·	①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 52
	②経常利益又は経常損失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· • 52
	③当期剰余金又は当期損失金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	<ul><li>④出資金及び出資口数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
	⑤純資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	⑥総資産額······	
	⑦貯金等残高····································	
	<ul><li>⑧貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
	<ul><li>⑨有価証券残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
	<ul><li>⑩単体自己資本比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
	<ul><li>①剰余金の配当の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
	①職員数····································	
8	直近の2事業年度における事業の状況	02
0	①主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	② 貯金 に 関する 指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	③貸出金等に関する指標····································	
	<ul><li>④ 有価証券に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
<b>IX</b> 7	業務の運営に関する事項	02
IV	果務の連呂に関する事項 リスク管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		' 11
10		
11		• 10
12		••13
	組合の直近の2事業年度における財産の状況	0.5
13	2 (12, 4,, 4, 4,,,,,	• 25
14	債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 59
	②危険債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	③三月以上延滞債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	<ul><li>④貸出条件緩和債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li><li>⑤正常債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	59
		59
15	元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、	
	危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	
16		• 74
17	次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
	①有価証券····································	••62
	②金銭の信託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••65
	③デリバティブ取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 65
	④金融等デリバティブ取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 65
18	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 60
19		
20	<ul><li>会計監査人の監査を受けている旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	• 51